

令和 7 年 9 月 2 日から  
令和 7 年 9 月 3 日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 会 議 錄

於 標茶町役場議場

## 令和7年標茶町議会第3回定例会会議録目次

### 第 1 号（9月2日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	8
厚生文教委員会所管事務調査報告	9
一般質問	10
鴻池智子君	10
深見迪君	14
渡邊定之君	20
本多耕平君	22
松下哲也君	24
類瀬光信君	27
鈴木裕美君	38
櫻井一隆君	45
報告第6号 専決処分した事件の承認について	53
報告第7号 専決処分した事件の承認について	53
議案第47号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	56
議案第48号 工事請負契約の締結について	57
議案第49号 工事請負契約の締結について	59
議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	60
議案第51号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について	61
議案第52号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	62

### 第 2 号（9月3日）

議案第53号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	68
議案第54号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第55号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
議案第56号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74

議案第 57 号 標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第 58 号 令和 7 年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第 59 号 令和 7 年度標茶町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算	89
議案第 60 号 令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	89
議案第 61 号 令和 7 年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	89
認定第 1 号 令和 6 年度標茶町一般会計決算認定について	94
認定第 2 号 令和 6 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	94
認定第 3 号 令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	94
認定第 4 号 令和 6 年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	94
認定第 5 号 令和 6 年度標茶町病院事業会計決算認定について	94
認定第 6 号 令和 6 年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	94
認定第 7 号 令和 6 年度標茶町下水道事業会計決算認定について	94
議案第 62 号 工事請負契約の変更について	94
議案第 63 号 監査委員の選任について	95
議案第 64 号 教育委員会委員の任命について	96
議案第 65 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	97
議案第 66 号 教育委員会教育長の任命について	98
意見書案第 10 号 國土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書	99
意見書案第 11 号 O T C 類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書	99
意見書案第 12 号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書	…

101

追 加 議案第 58 号 令和 7 年度標茶町一般会計補正予算	
議案第 59 号 令和 7 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	
議案第 60 号 令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	
議案第 61 号 令和 7 年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	
(議案第 58 号・議案第 59 号・議案第 60 号・議案第 61 号審査特別委員会報告)	
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	101
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	101
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）	101
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	101
議員派遣について	102
閉議の宣告	102

閉会の宣告	.....	102
-------	-------	-----

## 令和7年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時03分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 6 号 専決処分した事件の承認について  
報告第 7 号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第 47 号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 9 議案第 48 号 工事請負契約の締結について
- 第 10 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
- 第 11 議案第 50 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
議案第 51 号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について  
議案第 52 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

### ○出席議員（12名）

1番 深見 迪君	2番 櫻井 一隆君
3番 本多耕平君	4番 鈴木 裕美君
5番 鴻池智子君	6番 齊藤 昇一君
7番 黒沼俊幸君	8番 長尾式宮君（遅参午後1時30分）
9番 松下哲也君	10番 渡邊定之君
11番 類瀬光信君	12番 菊地誠道君

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長 佐藤吉彦君  
副町長 牛崎康人君

総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
農林課長兼	村山尚君
農委事務局長	
観光商工課長	石川淳君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設水道課長	菊地誠君
育成牧場長	山崎浩樹君
病院事務長	伊藤順司君
病院参事	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齊藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和7年標茶町議会第3回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時03分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
4番・鈴木君、 5番・鴻池君、 6番・齊藤君  
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月3日までの2日間といたしたいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、9月3日までの2日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・佐藤君。  
○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の  
経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたい  
と存じます。  
なお、次の3点について補足いたします。  
1点目は地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。  
このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条  
第2項によりご報告いたします。  
報告する案件は、令和7年3月28日に発生しました交通事故に伴う損害賠償について

です。

当該事故は、職員が公用車両を運転中、一時停止標識がある十字路交差点に進入した際、左側から直進してきた相手方車の側面に衝突し、車両に損傷を生じさせたものです。

相手方の車両に与えた物的損害に対する賠償について、6月24日付けで専決処分をさせていただき、6月27日に示談が成立しましたので報告いたします。

2点目は、農業費分担金の滞納処理についてご報告いたします。

これまでも議会において、たびたびご指摘いただいております税外収入金の滞納整理につきましては、各課に債権管理に係る調査を指示し、全庁的な調査を進めていたところでございますが、このたび、「国営農地開発事業」及び「国営総合農地開発事業」により草地造成を行なった受益者の農業費分担金の6名分について、債権保全に係る事務処理が不十分だったため、消滅時効期間の5年を経過させてしまい、債権を消滅させてしまったものであります。このうち1名分の272万2,729円の未納の分担金については、債権を保全するために必要な債務確認を求める時期を誤認したことにより消滅時効が成立したことが判明し、令和7年3月31日付で不納欠損処理を行っております。

また、これとは別の受益者5名分813万8,310円につきましては、同様の事情で債権を消滅させてしまったことを認識できずに、再び債務確認を行い、徴収を続けたことにより過誤納が発生しております。合計813万8,310円の分担金の滞納につきましても、消滅時効の期間5年以上が経過し時効が成立していることが判明いたしました。さらに、本来、徴収してはいけない消滅した債権に係る債務確認を行い、徴収を続けたことにより、383万9,709円の誤納が発生しました。誤納のうち、時効により還付できない金額121万3,367円を除く261万6,342円に還付加算金を上乗せし、還付させていただく予定です。また、還付に必要な歳出予算につきましては、本定例会でご審議いただく補正予算にてご提案させていただくことを申し添えます。

なお、他の農業費分担金の債権管理及び農業費分担金以外の税外収入金の債権管理の状況につきましても、引き続き調査を行い、結果につきましては、全員協議会等で議員皆様にあらためてご報告したいと考えておりますのでご理解をお願い申し上げます。

今回の事態は職員の債権管理に係る法令等の知識不足が要因で起きており、今後、再発防止に向けて必要な対応について組織全体で考えていく所存であります。

このたびの、農業費分担金の滞納処理に係る事務処理により、多大なご迷惑をおかけした受益者の皆様に対して、心からお詫び申し上げご報告とさせていただきます。

3点目は、8月31日、防災週間に合わせ実施致しました「令和7年度標茶町総合防災訓練」についてご報告いたします。

本年度の標茶町総合防災訓練は、災害発生時における家庭・地域・行政の役割を再確認し、住民の防災意識のさらなる向上を図ることを目的に実施いたしました。

第1部では、市街地の各町内会において、自主避難訓練を実施いたしました。消防サインレン及び戸別受信機を活用し、地震発生の合図後、要支援者の安否確認や避難支援等が行われ、災害時の役割や行動の確認を行いました。

第2部では、防災技術の向上を目的とした関係機関の訓練を実施しました。標茶消防団員・土木建設業協会員による浸水危険箇所への土のう積み訓練を行いました。

第3部では、避難所設営運営訓練として、トレーニングセンターにおいて、ご参加いただいた町民の皆様にパーテーションの設置訓練を体験いただいたほか、災害物品・備蓄品の紹介と標茶消防署による通電火災の説明等を行いました。

また、トレーニングセンター前庭で北海道電力ネットワーク株式会社のご協力をいただき、高所作業車、電気自動車の展示をいただき、災害時の活用方法等のPRをしていただきました。

防災訓練への参加人員は総数で232名となり、防災力向上のための充実した訓練を行うことが出来ました。

ご参加いただきました多くの皆様、訓練にご協力いただきました関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

すみません、先ほど農業費分担金の説明の中で、令和7年3月31日付で行った処理の名称を別な形で表現しまして、行ったのは「不能欠損処理」を行ったということありますので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和7年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、「児童・生徒のいじめに関する状況調査」についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度第1回目の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で23.8%（66名）、中学生では約3.6%（6名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問い合わせに対しては「冷やかしやからかい、悪口」が小・中学校ともに最も多い状況です。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約10.5%（25名）、中学生が約15.2%（25名）となっており、家族や教師、友人、相談窓口等、自分に合った相談方法で困つたらいつでも相談できることを繰り返し周知するとともに、各校での「SOSの出し方教育」を充実してまいります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問い合わせに対して、小学校で約87.4%、中学校で約77.7%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解が深まっていますが、「そう思わない」「わからな

い」と回答した児童生徒について、いじめの問題への正しい認識をもたせる指導も大切であると捉えています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て指導の対象としており、積極的にいじめを認知し対応しています。

また、調査結果を全家庭に配布し家庭と情報を共有しています。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、「第36回子どもの夢を育てるまつり」についてあります。

本事業は、実行委員会が主体となり13団体の協力のもと準備を進めてまいりましたが、7月27日当日、降雨により中止となりました。

3点目は、児童生徒が全道・全国大会において、好成績を収めましたので、ご報告いたします。

7月22日から24日に、室蘭市で開催された「北海道中学校体育大会陸上競技大会」に標茶中学校から男子3000mで小杉山紫久さん、男子100mで村山心和さん、男子走幅跳で細越元太さん、虹別中学校から今橋美優さんが女子800m、女子1500mに出場し、細越元太さんが10位入賞を果たしています。

7月28日に釧路市で行われた北海道選手権(カデットの部)地区予選会に、沼幌小学校の大倉実緒さんが出場し、優勝を果たしました。

7月28日から30日に、岩見沢市で開催された「令和7年度北海道中学校体育大会柔道大会」に、標茶中学校から女子団体で、佐藤月奈さん、石川結梨さん、瀬尾希緒さん、東夏海さん、個人戦の男子体重別で吉田剛さん、伊藤祥馬さん、女子体重別で石川結梨さん、瀬尾希緒さん、柳田千鶴さんが出場し、吉田剛さんが準優勝、伊藤祥馬さん、石川結梨さん、瀬尾希緒さんがベスト8に入る健闘をしました。

8月1日から3日に、恵庭市で開催された「北海道中学校体育大会卓球大会」に「個人戦」男子シングルスに雑賀陸斗さん、女子シングルスに秋山愛理咲さんが出場しており、雑賀陸斗さんが3回戦に進出する健闘をしました。

8月16日から17日に東京都で行われた「第65回空手道糸東会全国選手権大会」の男子個人組手の部に中茶安別小学校より長坂峻平さん、中茶安別中学校より長坂和都さん、女子個人形の部に中茶安別中学校より長坂茉利さんが出場を果たしております。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会に当たっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君）　ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君）　先ほど町長のほうから、農業費分担金の未納の件についてですけ

れども、長年、私も決算委員会でこの件について、いろいろと指摘しているのですが、この件については、時効を迎えた後にもまだ請求書を発行していたと。それに対してのことなのかな。そこらへんちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。今、議員のほうからご質問のあった内容につきましては、消滅時効の期間、5年を経過してしまい債権が消滅してしまっているものについて改めて再確認を行い、その後、分担金を徴収したことにより、誤納が発生したものであります。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） これは債権が消滅した後にもかかわらず請求書が発行されてしまったということで、それに対して、その方々が払っていたということなのか。ということは、まだこの債権は消滅していない方もまだたくさんいるということでいいのか。そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。先ほど、債務確認をとったというところまでは説明しましたが、納入の際は納付書を再発行して納入をしていただいたことにより誤納が発生したということになります。

2点目については、副町長のほうから、はい。

（「誤納してしまった」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 少し補足をさせていただきます。債務確認の段階で、不十分さがあったと町長から申し上げたのですけれども、まだ全容がはっきりしていない部分があるのですが、わかっている多くの部分は民法上は5年間という規定なのですが、5年間を過ぎて同一年度内であれば債務確認が有効だという認識があったようあります。そのため、実は、例えば3月1日が5年目を迎える日であったと、その日で時効消滅するところだったのですけれども、その日に行けなくて、それ以降3月31日までの間に債務確認をとったものについて引き続き有効な債権としてこちらのほうは処理していたという状況になります。本人に対しては、5年のうちにしなければいけない債務確認をさせてもらうというところで訪問なりをして、本人にも了解をとって債務確認をもらい、そして分納の計画等を立てながら本人から収めてもらったというところですが、時期を迎えてしまったものについては、消滅させなければいけないという規定でありますので、今回、納めてもらった分については、過誤の扱いになるということで返さなければいけないものだということありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 決算委員会がありますから、またその時にでもお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 行政報告資料の工事契約等一覧ですけれども、富士公園の噴水の解体についてですけれども……

○議長（菊地誠道君） 齊藤君、口頭による行政報告に対しての。

（「失礼しました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告に対する一般質問の追加通告は、本日12時までといたします。

#### ◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

齊藤君。

○総務経済委員会委員長（齊藤昇一君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項については、中小企業の実態と支援策についてであります。調査目的としては、本町における中小企業の経営実態を把握するとともに、行政による支援策の現状と課題を確認し、地域経済の活性化および持続可能な企業活動を支えるために必要な方策を検討することを目的といたしました。調査内容につきましては、町の中小企業の現状について、それと国、道の支援策について、町の支援策および課題でありました。3項目調査を行い、各委員からの質疑等、意見について文書にまとめたとおりであります。

その中には、商店の減少についてや、除排雪業者の現状について、また、閉店後の担い手の支援について等々、質問、議論等を行ってまいりました。

委員会の所見について、町の支援策については、制度内容が充実しており、実際に利用もなされている点は評価できる。しかし一方で、後継者不足や経営者の高齢化といった社会構造的な課題が依然として存在している。今後は、中小企業者への支援にとどまらず、

町の若者世代や町外に居住する関係人口に対しても積極的に情報を発信し、支援事業や移住者対策などを連携させ、より幅広いネットワークを構築することが重要であるといったしました。

さらに、町全体の政策として、これは職業も入れた衣食住になりますけれども、「衣・職（食）・住」がバランスよく整っていることを強調し、これを町の魅力として広くPRしていくことが求められるとして、その際には、行政のみならず民間とも強く連携しながら政策展開を図ることが望ましいということで所見をいたしました。

以上で、総務経済委員会報告を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、放課後等デイサービスの現状と課題について。

厚生文教委員会所管事務調査報告書、調査日時、令和7年7月30日午前10時から、調査場所、標茶町役場議員室。

1 出席者。出席者は、以下のとおりですので、お目通しを願いたいと思います。

2 調査事項、放課後等デイサービスの現状と課題について。

3 調査の経過と内容は、資料をお配りしておりますので、お目通しを願います。

4 委員会の所見、町内での放課後等デイサービスを利用している児童数は74名であり、3か所の施設で受け入れているが、今後利用者が増えた時の受け入れ態勢を考えておくべきである。

1日での受け入れ人数は、1か所あたり10人から13人であり、3か所の施設では満足な受け入れはできていないと思う。保護者の間で互いに譲り合うなどの日程調整をしている。その点では保護者的心労は計り知れないものがある。地方の実情に合った支援策を関係機関に対して意見、要望を出すべきである。

放課後等デイサービスの支援目的は児童の自立であり、やがて成人となり実社会に出

た時に備え日常生活での対応力を身に付ける大切な時期でもある。本人への支援はもとより、家族支援、地域支援も重要となるので、標茶町独自の支援を考えてもよいのではないか。皆様方にお配りしていると思うのですが、各種手帳の公布状況および施設利用者の負担額については、後ろのページに別記しておりますので、参考にしていただきたい。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず、1つ目は、暑さ対策の整備について。

7月22月から25日までの4日間、暑さに対する緊急対応として、ういすにてクーリングシェルターを設置し、この間の利用者数は37名と聞いております。今後も暑さに対する取り組みは必要であると思い、以下の点について伺います。

1つ、徒歩移動困難な町民に対する送迎体制。2つ目、町民に対する周知方法。3つ目、利用施設の拡大について。4つ目は、教育現場での対策について。

以上、町民の命を守る対策についての考え方をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の暑さ対策の整備のお尋ねにお答えいたします。

近年の気候変動による猛暑の影響を受け、北海道内でも熱中症のリスクが年々高まっています。ご案内のとおり、クーリングシェルターについては、気候変動適応法第21条の規定により熱中症による健康被害の発生を防止するため、市町村の区域内に存する施設で基準が適合する施設を市町村長が指定することができるものとなっております。令和6年4月1日から運用が始まっており、標茶町では、これまでクーリングシェルターの運用となる熱中症特別警戒アラートの発令実績はなく、要綱等の整備や所管部署、施設の指定等の整備も未整備でしたが、非常に厳しい暑さが続くことが予想される7月22日から25日までの4日間、急遽コンベンションホールういすをクーリングシェルターに準じて設置、開放したものです。

1点目の徒歩移動困難な町民に対する送迎体制についてのお尋ねですが、クーリングシ

エルターへの移動は、基本的には自助、共助、公助の3つの力を重ね合わせて機能させていくべきと考えております。各家庭や家族の方、あるいはご近所、町内会、友人、知人などによる送迎、あるいはのりあいハイヤーなども活用いただければと思います。

今年度のクーリングシェルターの設置については、冒頭申し上げたとおり要綱の整備、担当部署、施設の設置、指定も未整備の中、熱中症から町民の身を守るために急遽走り出した取り組みであります。町として今後どのような形でクーリングシェルターを行っていくか、送迎体制についても検討が必要な課題であると考えております。

2点目の町民に対する周知方法についてのお尋ねですが、今回は、みるめーる、公式LINE、ホームページ、防災無線機で周知しております。今後もクーリングシェルターを開設する場合には、基本的には同様の周知方法で行っていきたいと考えております。

3点目の利用施設の拡大についてのお尋ねですが、町で所有する施設で気候変動適応法第21条の規定を満たす施設については、現在はコンベンションホールういづのみとなっておりますが、基本的には区域内にある施設であって一定の要件を満たす施設については、協定を締結し指定することができることとなっておりますので、道内の他市町村の事例を参考に民間企業等に広く募って申請いただければ、クーリングシェルター施設として利用拡大できるものと考えております。

なお、今回のクーリングシェルター開設期間内においては、麻生町内会では会員向けにコミュニティハウスを開放していただいた経過もございますので、複数の施設に協力いただけることで移動や利用のハードルも下がるのではないかと考えております。

いずれにしましても、クーリングシェルターは暑さによる健康被害を防ぐために誰でも涼むことができる場所として開放される施設ですので、多くの人がご利用しやすいような運営を今後とも研究していくことを考えておりますのでご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

4点目の教育現場での対策についてのお尋ねですが、教育現場での暑さ対策につきましては、ソフト面とハード面の双方で進めております。

ソフト面につきましては、令和6年度から段階的に夏季休業期間を延長して、令和7年度は30日しております。各学校においては、暑さ指数計を活用した活動の実施判断、繰上げ下校等の際には家庭との連絡を密にして、早めに情報共有しております。保健室には塩タブレットを常備し、授業中に水分補給タイムを設けるなどの対策を行っております。さらにTシャツ、ハーフパンツでの登校を認め、水筒、補給飲料、冷却グッズの持込みを可能として、保護者に周知しております。

ハード面では、本年度、各校の小規模教室にスポットクーラーを備え、猛暑日にはクーリング教室を設置するなど、工夫して活用しております。

今後、幾つもの対策を併用し、児童生徒の熱中症リスクを低減する取り組みに努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 今、町長の答弁の中でもありましたけれども、送迎については、各町内会にそういう小さいものが少しずつでも出てくると、やはりこの移動に対する負担というのは非常に軽減されるのではないかと思います。要は、今のところはういすだけなのですけれども、各町内会にあるそういう施設を、やはりエアコンをちゃんと設置ができるような体制と、それを受け入れる体制も必要ではないかと思っております。

あと、周知方法は、戸別受信機は各家庭にありますけれども、外で仕事をしている方とか、職場でも聞ける人はいいのですけれども、それが聞けないでいる人も中にはいて、やはり誰かが言わないとわからなかつたということもありましたので、この周知方法についてもう少し検討する余地があるのではないかと思っています。

あと、利用施設の拡大については、ちょっと1つ考えていたことは、今まで改修はされておりませんけれども、図書館も今後改修に合わせてエアコン等が設置できるような状況になりましたら、そこへ橋からこちらの町民は図書館に入っていただいて、ゆっくりと本を読みながら涼んでいただけるというような対応もできるのではないかと考えておりますので、図書館についても、ひとつ検討の項目の中に入れていただきたいと思っています。

あと、教育のところなのですけれども、現在は各教室にスポットクーラー等が取り付けられておりますけれども、本当に言葉は悪いかもしませんけれども、あまり効果が出でないと聞いております。そして、今、特に教育現場に対しての暑さ対策につきましては、政府も力を入れておりますし、一応、特別交付金というものがあるんですね。空調設備整備臨時特例交付金というものが政府のほうからも出ておりまして、これは対象期間が2024年から2033年まで使えるということで地方の実質的な負担を抑えることができる取り組みというふうに出されておりますので、特に教育現場につきましては、この交付金が出されている期間内にスピード感のある整備を進めていっていただければと思っておりますので、以前、同僚議員の方も発言しておりましたけれども、体育館にエアコンをという、ここはやっぱり避難所にもなり得るということから、この交付金なんかも上手に使って体育館にエアコンが設置できるような状況になればと考えておりますけれども、その点について、教育長、もう一度何かお考えがあればお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、今年度、40平米以下の教室ではありますが、スポットクーラーを設置し、そこで各学校においては様々な検証をしていただいている。この前その報告をしていただいたのですけれども、小学校、狭い学校においては、かなり有効だという声をいただいております。ただ、標茶小学校など大きな学校、30度を超える期間においては、やはりもう少し出力の大きいものが欲しいと。それから、中学校においては、やはり子供たちの体力がついておりますので、今回の暑さも何とかしのげそうだというような回答を得ております。

いずれにしましても、今そういうったスポットクーラーの効果について検証を行っております。機械、ハードの部分も、かなり日進月歩、やはり機能がよくなっているなという実感はあります。トレセンの2階にもスポットクーラーを設置しておりますが、これも私も体験しておりますが、やはり冷たい空気が出ているなという実感もあります。そういうたデータを今後集積して、また来年度取り組んでまいりたいと思いますが、やはり、前回、答弁いたしましたとおり、エアコンについては非常に大きな予算を伴いますので、町全体での流れに沿って進めていくという方向性は出ておりますので、引き続きそういう中での議論を進めてまいりたいと思います。

補助金については、体育館についての該当でありますので、これについてもあわせて町全体で議論を進めるという形になろうと思っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） この暑さというのは年々多分増してくるだろうと考えておりますので、やはり町民、子供たちの命を守る対応として、町としてしっかり取り組んでいっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、2つ目の質問に移ります。

町民に必要な情報の周知をということで、このたび公住入居者より公住にエアコンの設置は難しいのかという相談があり、担当課に問い合わせると、書類提出で設置は可能であるとのことを聞くことができました。ただ、多くの入居者は、この情報を知らないでいるのではないかと考えております。公住の壁には画びょう、くぎなどは使用してはいけないとの認識から、エアコンをつけるために壁に穴を空けることはできないと思っております。やはり、この暑さ対策から体調を崩す人もいると思いますので、設置の条件等を入居者等には周知するべきではないかと考えておりますけれども、町の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の町民に必要な情報の周知をとのお尋ねにお答えいたします。

近年の酷暑が続く夏場における入居者の健康と生活環境の確保は、重要な課題であると認識しております。議員ご指摘のとおり、公営住宅におけるエアコンの設置に係る手続やその周知が不十分であると、入居者の負担が大きくなるほか、適切な対応が遅れてしまうおそれがあります。特に壁へのくぎ打ちや穴空け等の制約がある中で、設置に係る申請手続の方法が周知されていない点は改善が必要であると考えます。

現状を申し上げますと、公営住宅にエアコンを設置する場合には、所定の手続きにより申請書を提出していただくことで、入居者自らの負担により設置していただくことは可能であります。壁への穴空けも可能ですが、退去時に原状回復していただくことを条件に許可しております。また、壁へのくぎ打ちや穴空けを行う場合に所定の手続をしていただくことは、入居時に口頭と書面においてお知らせしており、エアコンの設置に係る手続につきましても、昨年度からは明記しているところであります。

しかしながら、既存の周知手段だけでは全ての入居者に十分に情報が届いていないことを踏まえ、従来の周知方法に加え、入居者全戸に対して書面により毎年通知するほか、ホームページや広報しべちやを活用するなど、複数の手段により情報の周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 再質問とはならないかもしれませんけれども、やはりこの周知方法というのが、町として町民に対する1つのサービスの面では、非常に大切な周知だと思っております。何年も公住に入っていたけれども本当に知らなかつた、それは書面を読んでいなかつたからでしょうと言われたらそれまでなのですけれども、特に今年のような暑さのときには、それでもやっぱりエアコンをつけたいと希望する入居者がいるというのは確かでございますので、スムーズな周知をしていただいて、入居者皆さんのが健康で、本当に最後まで公住で過ごしていただけるような体制というものをとっていただきたいと考えております。

質問は以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。子供の不登校についての質問であります。

子供の不登校は、この10年で3倍と急激に増加し、小中学校で35万人近くになったとの報告がありました。これまで少なかった小学校低学年でも増えています。以前も質問しましたが、本町の現状はどうでしょうか。

まだ内容的には不十分であると考えていますが、文科省は、2017年に施行した「教育機会確保法」は、従来の不登校に対する考え方を大きく変えるものであったと認識していますが、どのように変わったのか教育長の考えを伺います。

「学校が嫌い」という子供が急増したわけなので、子供が通いたくなるような学校にしていくことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。そのため、どのような取り組みを行っていますか。また、具体的な成果はあったのでしょうか。

いわゆる不登校の要因の大きな一つに、学校に極端な競争と管理を持ち込み、学校が子供に合わなくなってきたことではないかと考えます。不登校は子供に問題があるとは考えていませんが、この点での教育長のお考えを伺います。

国の最新の不登校対策である「COCOLOプラン」では、タブレット端末による不登校ぎみの子供の「早期発見」を強調し、行き渋り傾向の子供をあの手この手で登校させることに重点が置かれ、子供の気持ちを尊重する対応が少なくなっていると思います。不登校「当事者ニーズ全国調査」（多様な学びプロジェクト、2023年）によれば、子供の最も「嫌だったこと」は「登校強制・登校刺激／望まぬ干渉・接触」、これが44.7%であることからも、そのことがうかがえます。子供の気持ちを尊重する対応が何より重要であ

ると考えますが、いかがでしょうか。

親への支援も必要ですが、学校外の公的窓口などを設け、親子が信頼できる相談者とつながれるようにしたり、各地の事例に見られるように「親の会」等の支援、オンラインによる学習や交流や全ての学校、自治体に「学習」に限定されない居場所を設置し、子供に必要なことが保障され、どの子供も安心して過ごせる環境を整えることが今必要と考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1番、深見議員の不登校の子供の権利を尊重し、子供も親も安心できる支援をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の子供の不登校は、この10年で3倍、35万人と急激に増加し、小学校低学年でも増えている、本町の現状はどうかとのお尋ねですが、本町において令和6年度の不登校児童生徒数は、小学生7名、中学生18名であります。10年前の平成27年度は、小学生ゼロ名、中学生14名であり、小学校においては、令和元年度から、年によって増減はございますが、増加傾向にあります。中学校においても、不登校生徒が一定数おり、増加傾向にあります。

2点目の教育機会確保法は、従来の不登校に対する考え方を大きく変えるものであり、どのように変わったのかとのお尋ねですが、それまでの不登校は問題行動として捉えられる傾向があり、学校に登校することを第一主義とする指導を中心ありました。しかし、この法律では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の休養の必要性と、学校外における多様な学びの重要性を認め、必要な支援を講ずることを定めています。

3点目の学校が嫌いという子供が急増する中、子供が通いたくなるような学校にしていくことが重要であると考えるがどうかとのお尋ねですが、子供が通いたくなるような学校にしていくことが重要であるという点に関しては、議員と同様の考えであります。そのためのポイントは3つあると考えます。1つ目は、学校生活の大部分を占める授業を魅力あるものにしていくこと、2つ目は、教師への信頼感や学校生活への安心感を高めること、3つ目は、児童生徒が主体的に参加できる教育活動を充実させることです。

標茶町では、ICTを活用して、子供たちがそれぞれのよさや持ち味を生かし、みんなが活躍できる授業づくりに取り組んでいます。また、ふるさと教育の充実を図り、カヌー体験や馬の学習など魅力ある教育活動を開催しています。

信頼感を高める安心な学校づくりにつきましては、定期的な相談活動や、SOSの出し方に関する教育の充実、教師と子供、子供同士の交流を重視した活動に努めています。

主体的な教育活動においては、児童会、生徒会における全校遊びやあいさつ運動、思いやりカード運動、いじめ根絶に向けた1学校1運動などの活動を行っています。

これらの成果につきましては、児童生徒が安心して自己を表現できるようになった事例や、学習意欲の向上、登校日数が徐々に回復した事例などが報告されています。

4点目の学校の競争、管理が不登校の要因の1つではとのお尋ねですが、不登校は社会全体や教育の在り方を含む多様な要因が複雑に関わって生じているものと認識しております。

す。その意味で、ご指摘のように学校の教育活動や学校運営の在り方が子供に適合しにくくなっている側面があることも十分に留意すべき課題であると受け止めております。各学校においては、子供たち同士の学び合いや自己肯定感を高める取り組みを進めており、教育委員会は、学校とともに誰もが参加しやすい安全で安心となる居場所、学びの場を創出するために教育環境を整えてまいります。

5点目の国の不登校対策であるCOCOLOプランは、不登校ぎみの子供の早期発見を強調し、登校させることに重点が置かれており、子供の気持ちを尊重する対応が何よりも重要であると考えるがどうかとのお尋ねですが、文部科学省が令和5年3月に策定したCOCOLOプランでは、不登校により学びから離れてしまっている子供たちをゼロにするにことを目指し、3つの柱を中心に構成されているものです。1つ目は、学びの選択肢を多様化し、いつでもつながれる環境を整えること、2つ目は、心の小さなSOSを見逃さず、支援につなげるチーム体制を整えること、3つ目は、安心して学べる学校風土の見える化を進めることであります。一律に登校だけを求めるのではなく、一人一人が学びたい、安心したいと思える多様な環境構築を目指す包括的かつ柔軟なプランになります。議員のご指摘のとおり、子供の気持ちを尊重する対応を重要視しつつ、教育機会の確保と学びの継続を両立させるため、各学校と連携してまいります。

6点目の保護者及び子供への支援に係る環境整備が必要と考えるがどうかとのお尋ねですが、保護者への支援、公的窓口の設置及び相談先との連携、オンライン学習の提供、居場所づくりを含む全方位的な支援体制の整備は必要と考えております。公的窓口は、現在、教育委員会指導室が担っており、民間の相談機関と連携するとともに、学校と家庭の橋渡し役として相談から具体的な支援を進めているところです。また、町内全ての学校にスペシャルサポートルームを設置し、子供たちが落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できる環境を整え、活用が図られているところです。

教育委員会としましては、先進事例を参考としながら、学校、地域、関係機関との連携を深め、保護者支援を含めた環境整備について研究してまいります。

○議長（菊地誠道君）　この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見　迪君）　まず初めに、平成27年と令和6年の比較で町内の実態を述べられましたが、児童生徒数の減少から考えると、この令和6年の小学校7名、中学校18名の不登校というのは決して少ない数ではない、私から見ると急激に不登校が増えていると、そういうふうに思うのですけれども、その点についてどういう認識でおられるのか伺います。

○議長（菊地誠道君）　指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君）　お答えいたします。

平成27年の小学校ゼロ名、それから中学校が14名ということになりますけれども、その間の人数のほうをお示ししたいと思います。

小学生にかかわっては、平成27年から30年までゼロ名、中学生は平成27年から30年までは、平成27年が14名、そして平成28年が3名、平成29年が14名、平成30年が11名となって

います。令和元年から令和5年までにつきましては、小学生が令和元年は2名、令和2年が6名、令和3年が5名、令和4年が13名、令和5年が3名ということになっておりまして、小学生につきましては、やはり年については増減がございます。

そして、中学生にかかわっては、令和2年が9名、そして令和3年が14名、令和4年16名、令和5年が23名ということで、やはり児童生徒の減少、そしてその値ということでは、増加傾向ということを感じております。

なお、先ほど教育長もお話ししましたけれども、各学校の未然防止、それから早期発見、早期対応、これらについて積極的に講じているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、児童生徒数が減少しているにもかかわらず減らないと、小学校においては今お話ししたとおり年度によって差はあるのですけれども、やはり増えていることには変わりないのかと認識しております。

大きく増えたのは令和元年あたりからかと、それまではゼロが多かったですから、私は、これは2つやっぱり要因があると捉えています。社会的にも言われていた、1つはやっぱりコロナによって学校の生活が大きく制限され、来られなくなってしまった期間があったこと、これをきっかけに全国でも増え始めております。

2つ目は、議員がご指摘のとおり、教育機会確保法の施行によって、社会の考え方方が大きく変わったという点であります。不登校は問題行動ではないのだよと、必要な休養期間もあるのだと、こういう認識が平成28年に施行され、29年に方針が発表され、令和元年から社会にどんどん広がっていきました。それとともに学校は無理をして行かなくてもいいのだよという、こういう雰囲気が広がったことも大きく影響しているのかなと思います。

したがって、全国的に増えているこの不登校の増加も、完全に否定的なものなのか、不登校に対して適切な休養であるとか、あるいは多様な現場に橋渡しをしていく活動が始まったのか、ここはやはり精査して見ていかなければいけない面だと考えています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今の教育長の確保法の捉え方というか、従来の文部科学省の不登校に対する見方がもう本当に大きく変わったと思うのですが、今、問題行動ではないのだ。それから、そういう子供たちには必要な休養、休養という言葉が正しいのかどうかちょっとあれですけれども、必要なのだという、しかも数的には急激に増えていると。こういう実態を見ると、教育長は休養が必要だと言いますけれども、この受け皿、これがどうしても必要でないかなと思いますし、私、以前も大学の教育専門の先生、教授だったので、自分の子供が不登校になって地獄を見たという講演を聴いたことがあります。親の不安、どうしていいかわからない、そういう状況、これはこの小学校7名、中学校18名の親が皆さん思っていらっしゃると思うのですが、ここをつなぐ、さっき最後のほうでオ

ラインと言いましたが、これは子供のオンライン学習のことではなくて、オンラインで親同士がそれを話し合うと、悩みを打ち明け合うというような体制とか、あるいは休養がどうしても必要だと捉えるのであれば、その時点での子供の居場所、これらが近くになければならないのですね。仮に標茶でできなかったにしても、例えば釧路なら釧路にその居場所を見つけて行くにしても、これは学者が言っていることですが、例えばその際の旅費とか、それを保障できるような体制が自治体も教育委員会も持たなければいけないというようなことを言っているのです。

そういう点で、こういう急激に増えた実態があるのだけれども、その受け皿とか、休養するにしても、ほったらかしにするという意味ではないと思いますし、どういう休養の取らせ方をするのか、あるいは親同士の悩みの打ち明け合いとか、あるいは専門的な人たちの話を聞くようなオンラインの勉強会みたいな、こういうことについてはこういう数字が出ても具体的に何か考えていることはありますか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） 不登校児童生徒、それから保護者を含むこれらの支援につきましては、教育長からの答弁もありました包括的な支援、保護者、特に同じ悩みを持つ保護者同士のつながりである親の会、そういう活動は孤立感を和らげ、子供への理解も深める大きな力になると認識しております。よって、教育支援センターという名称で町として実際に立ち上げ、設置できないかという部分においては、教育委員会の中でも協議しているところでございます。ただ、人的確保、それから財源の確保等もあります。さらに様々な場所の部分だったりだと、教材、それから安心して生活できる環境を整えることにも課題が山積しているという状況もありますが、先ほど教育長の答弁もありました先進事例を参考としながら、学校、それから地域、関係機関との連携を深めて、支援を含めた環境整備について研究してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） つまり、そういう考えは持っているけれども、それは現状ではまだ具体化していないということですか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） 設置についての具体化はまだでございます。まず学校、それから保護者、そしてその支援ということで、様々な多方面からの支援を、今、講じているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） どうも具体的な答弁になっていないような気がするのですが、だからといって教育委員会が何もしていないというふうには私は思っていませんけれども、これは急がなければならないのではないですか。

それが1つと、先ほど教育長が、文科省の考え方方が随分大きく、本当にびっくりするほど変わったと。それでも、まだ問題点は僕なりに思っていますけれども、教育長のご答弁の中に学校運営の在り方も考えていかなければならぬと、子供に適合していく、そ

いう学校づくりをしていかなければならぬ、これは具体的にどういうことを考えていらっしゃいますか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 学校を変えていかなければいけないという部分につきましては、調査の中でも、学校風土の具体化、見える化と改善というものがあります。不登校の子供たちの学校に来られない要因の1つに、集団で行動することに対する拒否感ということがあります。例えば、みんなで給食を食べること、あるいは集会で大きな体育館に一緒に並ぶこと、あるいは教室で勉強すること、そういった集団で一緒に行動することに対しても圧迫感を感じる子供もおります。それも要因の1つとして比較的大きな数値になっております。あるいは児童会、生徒会に対する活動であるとか、学校の校則であるとか、そういうことに適応できない子供たち、そういうことが増えております。同じことをやることに対して、それができないということあります。

学校においては、やはり子供たちの自主的な活動を進めていくこと、あるいは授業においても一人一人の考えを尊重した授業づくり、一斉ではなくて、そういうことを進めてまいります。例を言うと、今年度、標茶小学校で学習委員会というのが立ち上りました。この前、行ってきて非常に感銘を受けたのですけれども、子供たちが自主的に家庭学習を、計画を立てて様々な取り組みをして、廊下にも掲示をしております。子供たちの主体的な活動によって、そういう教師が勉強しろということではなくて、子供たち自らがそういう活動を企画していくような活動、そういう同じ学級会や、あるいは生徒会活動、児童会活動でも、子供たちを中心とした活動をこれからも進めていかなければいけないと考えているところであります。

学校においては、やはり一斉的な活動、社会性を身につける場所でもありますので、全て子供のニーズにかなったものにできるかどうかはわかりませんが、できることを一つずつ、少しづつ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜ればと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今の子供の不登校の実態については、ほぼほぼ認識を一つにするというふうに考えています。

ただ、一言言わせてもらえば、文科省が出している教育機会確保法も、依然として勉強、学び、これを究極的な目標にしているかのように私には見えるのです。だけれども、先ほど教育長がおっしゃった子供に適合しているというか、自由、子供たちの不登校に対する理解というかな、居場所、これをきちんと理解しなければいけないというような考え方は、私はすごく大事でないかななど。

これから、まだまだこういう問題というのは増えていくような気がするのですよ。しかも急激に増えているのですね。誰が首相の時代から急激に増えたかというデータもあるのですけれども、それはこんなところで言っても仕方がないので言いませんけれども、ぜひ、一番急いでほしいことは、不安を持っている、苦悩している、子供の不登校のために失業

してしまったというような事例もありますから、早く親同士のつながり、オンラインの学習でもいいですから、これをぜひ急いで、まず手をつけていただきたい。そこから見えてくるものがたくさん出てくるのではないかと思うので、これから取り組みをよろしくお願いしたいとお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終了いたします。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、町道の維持管理の徹底で事故等を未然に防ぐための対応をするべきではないかについて質問いたします。

地域住民が安全に生活し、農作業ができる町道の維持管理の一つとして、路肩の草刈り等が行われてきました。今年度においては徹底されていないと考えますが、なぜですか。草丈が車高より高く、見通しの利かない交差点が多く見られます。実態は把握されていますか。せめて交差点から何十メートルかの草刈りを実施するだけでも事故防止になると思いますが、いかがですか。

作業機の大型化により交差点の路肩がひずみ、放置すれば崩れることが心配されるが、承知していますか。あわせて、取付け道路の傷みも激しいところがありますが、対策は検討されていますか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の町道の維持管理の徹底で事故等を未然に防ぐため対応をするべきではないかとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、町道の維持管理における路肩の草刈りや補修は、地域住民の安全な生活を支え、農作業における安全・安心の確保に重要な役割を担っているものと認識しております。

1つ目に、路肩の草刈り等が今年度においては徹底されていないのはなぜかとのお尋ねですが、昨年までは、直営車両1台、民間事業者の委託車両2台の、合計3台で実施しておりましたが、直営車両は昨年の故障により修理不能となり、今年度の草刈りは民間事業者の2台で実施する予定としておりました。しかしながら、そのうちの1台が作業中に故障したため、今年度は1台での対応となり、1回目の路肩草刈りが実施できない路線が発生してしまったという状況です。

2つ目に、草丈が高く見通しの利かない交差点が多く見られるが実態を把握しているのかというお尋ねですが、先ほど申し上げた、草刈りが実施されていない路線について、主要箇所の交差点や出入口のみ人力で草刈りを実施した箇所もございますが、ご指摘のとおり至らなかつた点があるものとも思っております。時期は遅くなってしまいましたが、先週から始まっています2回目の路肩草刈りについて対応しておりますので、ご理解を願います。

3つ目に、交差点の路肩がひずみ、崩れることが心配されるが承知しているかとのお尋ねですが、町道については月2回の巡回点検を定期的に実施しており、道路状況の報告を

受けております。また、住民や通行者などからの通報があった場合は、直営にて現地確認を実施しており、情報の把握に努めております。さらに、補修の必要性が認められる場合は、通行に支障がないよう、迅速な補修対応に努めております。

なお、政令で定められている規格を逸脱した大型車両が直接路肩を踏みつけるなどが原因で道路が破損した場合には、原因者に復旧を求める事となりますので、時間がかかる場合もありますが、このような例外を除いては、早急な対応を心がけておりますので、ご理解を願います。

4つ目に、取付け道路の傷みも厳しいところがあるが対策は検討しているかとのお尋ねですが、取付け道路の管理は、原則として、その取付け道路の所有者であることから、町においては対策を実施する予定はございません。ただし、取付け道路の破損が道路本体に影響してしまう場合には、道路敷地内に限定して町が補修対応する場合もございますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君）　この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）　一番最初の質問ですけれども、今、草刈りの機動力、機械等が、3台から結果的に1台の状況だという答弁がされましたけれども、次年度については、この辺は改善されるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君）　建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地　誠君）　お答えいたします。

次年度につきましては、本年度に直営の草刈り車両1台購入を、今、予定といいますか、発注しております、納入を待っている状況でございます。来年度につきましては、民間車両1台、直営車両1台の2台で実施していく予定でございます。

なお、昨年までの3台というところまではいきませんが、2台で、若干期間は伸びますけれども、効率よく作業をして、できるだけ従来の形に戻せるように考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君）　渡邊君。

○10番（渡邊定之君）　先日も西別岳でいろんなアクシデントがあって、救急車があそこの道路を緊急事態ということで西別岳に向かって上られたのですけれども、そういう救急車が通る道路の路肩の草刈りも実施されていなかつたのですけれども、緊急車両が通行するような条件が、そういうことが起こり得る道路というのは、ある意味では、優先的に草刈りを実施する、そういうマニュアルみたいなものはありますか。

○議長（菊地誠道君）　建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地　誠君）　お答えいたします。

町道の部分に関して申しますと、町道に関しましては、基本的には幹線道路を優先して、利用者が多いところを優先して草刈りを実施することとしています。交通の少ないところは後に回しているということなのですけれども、その段階で、今年に関しましては、機械が故障てしまい止まってしまったというところがございまして、至らない点があったの

かと思っております。町長の答弁にもございますが、ちょっと遅れましたけれども、2回目の草刈りでそのあたりも対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 質問の中で具体的な質問として、せめて路肩、交差点から何十メートルかの草刈り、それと緊急事態の車両が通行したりするとき退避できるような取付け道路等の草刈りと、そういう緊急事態、それから車を非常事態のとき退避する、そういうところも、道路の実情を把握して優先的な対応を今後はしていかないかについて伺います。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

議員のご指摘とご提案の中にありました交差点の関係、数十メートルかと、これは私どもも、ごもっともだと思っておりますので、今年、それを対応した場所もあったのですが、至らなかったものだと思い、今回、ご指摘を受けたものだと思っておりますので、改善していきたいと思っております。考え方については全く一緒でございます。

それから、緊急事態の取付け道路を利用するというお話もございましたけれども、取付け道路に関しては、どうしてもそこの取付け道路の所有者の管理部分になりますので、私どものほうで自由にということはなかなか難しいところでございますけれども、当然、協力を得られればそのあたりも対応できていきますし、道路には待避所というものございますので、そちらを極力利用して対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 私の質問は私の居住する虹別地域の道路事情についてが中心になりましたけれども、質問の中にもありました、草丈が車より高い状況の中で、やっぱり実際に走ってみると、非常にこれは危険だなという箇所がありますので、そういう道路事情を、今後、調査といいますか、下調べなどをして、事故等が起きないような対策を講じていただくようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

本多君。

○3番（本多耕平君）（発言席） では早速、私から質問させていただきます。

安心・安全なまちづくりの一助として、私は公共施設への防犯カメラの設置をすべきと考えます。

自然災害は少なく、また、犯罪も少ない標茶町ですが、行政では常に防災のための巡回パトロールを実施し、また、民間では、防犯協会をはじめ様々な団体、個人が明るいまちづくりのために努力されていることに敬意を表します。

しかしながら、近年、自然災害、人的犯罪の多発化がテレビ、マスコミ報道されているとき、私は改めて本町の防犯対策に注視をいたしました。民間会社、金融機関関係は自発的に防犯カメラを設置し対策しておりますが、標茶町における防犯対策でのカメラの設置

はどのようになっていますか。

犯罪が巧妙化してきており、現在、スピーディーな解決策の1つとして、また、犯罪の抑止として、カメラの設置は不可欠と考えます。特に各地域における公民館、住民センター、トレーニングセンターなど、町民や不特定多数の方々がより多く集まる施設への設置を強く望むものであります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、本多議員の防犯カメラを設置すべきとのお尋ねについてお答えいたします。

安心・安全のまちづくりを進める上で、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止と早期解決、災害時等の安全確保といった点で、有効な手段の1つであるとは認識しておりますが、適切に設置、運用されなければ、居住空間の私生活領域にまで監視が及ぶおそれがあり、映像データの取り扱い、保存期間、アクセス権限、第三者提供の範囲といった点で透明性と統制が不可欠となっていることから、町民の私生活や行動範囲への影響など、プライバシーの観点から慎重な配慮が求められます。さらに、カメラ設置後の運用には、保守点検などの継続的な財政負担、維持管理体制の確保も課題となります。

平成29年に弟子屈地区防犯協会連合会及び弟子屈警察署より、標茶駅周辺や小学生の通学路、学校等への設置を検討してほしい旨の要望を受けており、その後、標茶中学校や給食共同調理場の改修工事にあわせて設置しているところであります。既存の公共施設につきましては、他の施設整備を優先したいと考えているところですが、防犯カメラの設置につきましては、必要性や設置場所等を引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

地域の安全確保は引き続き重要な課題と認識しており、当面は、犯罪の予防活動を行っている標茶町防犯協会や弟子屈警察署と連携して、検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3番（本多耕平君） ただいま町長から答弁をいただきました。

防犯カメラの設置ということが近年いろいろありますけれども、防犯カメラの話が出てきてかなりもう年がたつと思うのですけれども、私は実はそのときは防犯カメラの設置には反対をいたしました。ということは、町長も先ほどおっしゃったように、いわゆるプライバシーの問題、個人の情報の問題あるいはその開示の問題ということで、非常に私は疑問を持った点から、当時は、防犯カメラの設置は反対しました。ところが、今の防犯カメラの機能というのは、本当によく改善されたといいますか、改良されたと私は感じました。

というのは、町長の答弁にもあったように、私も実は先日、弟子屈警察署の生活安全課生活安全係へ行ってまいりました。係長にそのカメラを見せていただきました。本当に、例えば交差点につけた場合、まともに写すと交差点からいわゆる商店街が見えるわけですよ。ところが、その中で町民の方から、店の方から、私の家は撮ってほしくないと、写し

てほしくないといった場合には、そのカメラの現像したものを見せていただきましたが、その店が黒塗りになっているのですね。映っていないのです。あるいはまた、モザイクになったところもありました。というふうに、私はカメラを信用するわけではないのですけれども、その機能というものがいわゆるプライバシー、個人情報にはかなり気を使っている機械だろうというふうに私は認識をいたしました。

その中で、その方、係長もおっしゃいましたけれども、ぜひとも標茶町の防犯協会の方々とともに、防犯カメラ設置の必要性というものを私は訴えられましたけれども、しかしながら、今、交差点にしても、各車にドライブレコーダーがかなり発展しております。

しかしながら、私は、ある知人が、先日、帯広で事故を起こしました。自分は青で入ったのだけれども、相手が赤で入ってきてぶつかった。でも相手は、私は青で入ったと。そこで警察を呼んで話し、そこにあった防犯カメラを解読したら、相手が赤で入ってきたことがわかって、私は加害者にならないで済んだと喜んでいました。そういうふうに、私は、防犯カメラを設置する場所が、いかに、やっぱりスピードーに事故を解決できるか、さらにはまたその抑止力になるか。例えば、地域の公民館あるいはまた住民センターあたりは、今、多くのところが葬斎の会場になっていますね。コロナ前には、私たち、茶安別ですけれども、夜はパトロールしてくださいと通夜のときに必ず警察から電話がありました。

そういうふうに、そこにやっぱりカメラがあるということを皆さんに周知できれば、いわゆるその抑止力に私はなると思うのです。あるいは、町長、今、その維持経費のお金の問題を言われましたけれども、確かに財政のこといろいろ問題がありますが、事故、災害というのは、お金の問題で解決できるものではないと理解しています。私、いま一度、答えをくれとは言いません。私はもう短時間でこの質問を終わりたいと思うのですけれども、カメラの設置をいち早く考えることが抑止力になり、いわゆる事件のスピードーな解決になると思いますので、再度それを要求いたしますと、時間がありませんので答弁は要りません。ぜひ、防犯カメラの設置をご検討願います。12月の予算組みには期待をしておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります、議長。

○議長（菊地誠道君） 以上で3番、本多君の一般質問を終了いたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

路線バスの現在の乗客数の状況はと。また、昼の便をデマンド化にしてはどうかということについて、質問させていただきます。

令和6年6月定例会でこの件について一般質問させていただきましたが、その後の対応について、再度質問させていただきます。

路線バスは、約50年にわたって地域住民の移動手段として町営路線バスが運行されております。現在は6路線で実施されておりますけれども、運行開始当時と比較して人口が半減している中で乗客数も変化してきていると思われますが、各路線ごとの朝の便、夕方の

便の乗客数はどのような状況になっておりますか。

週1便、各路線で運行されている昼の便の状況については、昨年の質問で答弁をいただいております。昼の便をデマンド化してはとの質問で、実務上の課題を研究していくとの答弁をされておりました。

本町の路線バスの運行は町民の生活に不可欠な公共交通であり、中学校の統合、高校の通学、また、運転免許返納者の通院にとっても重要なバスであると認識は共有しているところであります。ただ、昼の便については早急にデマンド化を含め、新たな運行体系を整備すべきではないか。今回、2路線にわたって同僚議員と乗車してきました。その後、また私一人でもう一路線乗車してみました。そういう経験の下、この思いを改めて強くしたところであります。

実務上の課題を研究していくことであるが、どのような内容か、また、他の自治体の導入事例についても調査研究をされたか。

財政負担の軽減と高齢者等交通弱者の移動手段の確保、さらなる住民サービスの向上につながると考え、昼の便をデマンド化すべきではないか。また、朝の便、夕方の便の乗客数の検証をして使用する車両を柔軟に対応できる路線もあるのではないか、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の路線バスの乗客数の状況は、昼の便をデマンド化にしてはとのお尋ねにお答えいたします。

本町の町有路線バスは、半世紀にわたり地域住民の貴重な移動手段として大きな役割を果たしており、現在は6路線で運行を継続しております。

ご指摘のように、人口減少に伴い、各路線の利用実態は変化しており、時代に合った運行形態は重要な検討課題となっております。

1点目の各路線ごとの朝の便、夕方の便の乗客数の状況はどのようにになっているかとのお尋ねについては、令和6年度の実績で申し上げますと、朝の便ではオソベツ線が平均で2.3人、最大4人、沼幌線が平均11.2人、最大18人、阿歴内線が平均1.6人、最大5人、茶安別線が平均2.7人、最大6人、虹別線が平均8.8人、最大13人、磯分内線が平均15.6人、最大24人となっております。また、夕方の便では、オソベツ線が平均0.8人、最大3人、沼幌線が平均5.6人、最大12人、阿歴内線が平均0.6人、最大1人、茶安別線、平均1.3人、最大5人、虹別線、平均6.8人、最大12人、磯分内線、平均2人、最大3人となっております。

2点目の実務上の課題を研究していくことであるが、どのような内容か、また、ほかの自治体の導入事例についても調査研究されたかとのお尋ねにつきましては、実務上の課題を整理する中で、大きく分けると次の2点について重点的調査研究としています。

1点目が、予約受付方法（アプリ、窓口、電話）と予約受付時間の検討です。乗客と運行を行う役場と委託業者、それぞれが手間をかけずに誰もが利用しやすい方法で受付をし、その情報を確実に共有して運行の有無や運転手や運行車両の手配などが効率的にできる仕

組みづくりです。

2点目は、運行方式と運行ダイヤ、発着地自由度の検討です。デマンド方式の運行方式は、現在、走っている定路線型、巡回ルート・エリアデマンド型、自由経路ミーティングポイント型の3種類があり、それぞれの特性があり、運行ダイヤについては、固定ダイヤ式、基本ダイヤ式、非固定ダイヤ式の3種類があり、それぞれの特性があり、発着の自由度につきましては、固定型と非固定型に分かれています。

以上の観点を踏まえ、他自治体の導入事例も調査、分析しており、課題を整理しております。道内の導入事例を検証した結果、初期導入時の説明、住民周知の徹底が、乗客を路線定期型からデマンド化へスムーズに移行するためのポイントであることがわかりました。

次に、3点目の財政負担の軽減と高齢者等交通弱者の移動手段の確保、さらに住民サービスの向上につながると考え、昼の便をデマンド化すべきではないかとのお尋ねですが、2点目で調査研究した知見を本町の状況に合わせて取り入れ、まずは昼の便1路線を対象デマンド化のテスト運行を実施していきたいと考えておりますので、今後の運行の委託先とも調整してまいりたいと考えております。

4点目の朝の便、夕方の便の乗客数の検証をして使用する車両を柔軟に対応できる路線もあるのではないかとのお尋ねにつきましては、まずはデマンド化のテスト運行を行う路線の昼間の便1路線から乗客定員の少ない公用車両に変更し、効果や課題を研究し、他の路線で運行するのは、昼の便または朝の便、夕方の便の利用状況に応じて適正な規模の車両の変更を検討してまいりたいと考えております。

公共交通の維持と町民の利便性の向上には、効率的な運行体系の構築と、運営コストを削減し財政負担を軽減することが不可欠であります。昼の便のデマンド化や乗客数に合わせた適正車両での運行は、運営コストの削減につながる取り組みでありますし、デマンド化によっては、導入初期の困難を招かないよう地域住民に対してもしっかりと説明し、理解をいただきながら移行していくとともに、本町に合ったデマンド運行形態の確立に向けてテスト運行を行い、しっかりと検証をしていきたいと考えています。

検証を通じて、財政面と社会的ニーズのバランスを図り、住民ニーズの向上と持続可能な公共交通の実現を目指していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） とりあえず1路線ですか、テスト運行を試験的にやるということですね。それだけで、まず第一歩、大きく前進したかなと思っております。できれば、新年度には新たな交通体系といいますか、そういうものが実施されることを望みますけれども、正直申しまして、町営バス、空気を運んでいます。誰一人として乗りません。本当に乗るのは月に1回、例えば、昼の便ですけれども、週に1便ですけれども、月に4便くらい走りますか。病院、歯医者の予約日に1人乗るとか。ですから、その予約がなければ、その月は誰一人として乗らない状況。これ、ドライバーに確認したら、大体乗る人は決まっているということです。そういうことでは常に空気を運んでおります。非常に無駄な燃

料をたいて、あれだけの大きな車両、決まったルート、誰も乗りそうにもないルートをやっぱり回らなければならないということでは、これは本当に無駄ですねと。

なおかつ、交通弱者という観点で利便性を図ることであれば、予約方式にして、その家まで迎えに行けばいいだけのことではないですかというふうに思うわけです。標茶市街地、のりあいタクシーが運行されております。これも予約制です。同じことなのです。やっぱり郡部の路線も予約制にすれば、何ら無駄なコースを走ったりすることないものになるのかなと思っておりますし、今回、朝と夕方の便も聞いてみました。非常に1人、2人、やはり中学校統合したところは、これは混乗方式ですから乗客数が多いのは当たり前のことです。こういうところを小さい車両にしなさいということは、私は申し上げません。あくまでもずっと長年流れてきた中で、やはり現状をきっちり常に状況を把握して、その状態に応じた対応をとっていくことが自治体にはこれからは非常に財政が緊迫している中ではとってもいかなければならない方法ではないかと思っておりますので、特に阿歴内線、朝、行って帰ってきたら多分1時間40分、昼の便に乗ってみたけれども、1時間40分以上かかるのです。ここをあの大きなバスが朝1.6人、夕方0.6人のために走らなければならない。最大というのは、そのときはそのときで多分何かのイベントだとか、大会だとか、そういうことで乗るかと思いますから、そういうときはきちんと対応すればいいだけあって、多分、日程的にはわかると思うのです。

ですから、通常のあれだけは、やはり状況に応じた車両の運行ということも必要ではないのかなということ。今回は隣の自治体もデマンド化して6年目になっているという話も聞いております。この頃はドア・ツー・ドアと、デマンドのほかに、またそのドア・ツー・ドアのバスを運行してはという質問も出たようですが、私はそこまでは求めませんけれども、少しでも財政負担の軽減と効率的な運行と無駄を省くと、いろんな観点から適切な運行体系をぜひとも確立していっていただきたいということを求めますし、まず、試験運行をやってみて、その結果に応じて新年度からは新たな運行体系が組まれることを望んで、私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前1時57分

再開 午後 1時14分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、3点質問いたします。

1点目、正確な情報を公表して行財政改革を円滑に進めるべき。

本町の台所事情は、3月定例議会直前に約15億円の財源不足が明らかになり、特定目的

基金を取り崩す条例改正を行い、辛うじて新年度予算を成立させました。

しかし、効果が検証されないまま継続されている政策や、町の基本方針が定まらないまま始動する箱物建設が並ぶなど、逼迫した状況とは乖離した部分もあったことから、一部予算の組替動議が可決されたことは記憶に新しいところです。

議会におけるこうした議論は、行政からの正確な数値の公表や誠実な説明がなされなければ成立しないわけですが、本定例会に提出された補正予算案には、多額の経常経費が計上されています。燃料費、光熱水費などは、前年度の当初予算あるいは決算に対して、およそ3か月分相当の額であります。学校給食の食材費や特別養護老人ホームの燃料費や光熱水費についても同様で、これらの事業の性格を考えれば正常な運営とは言えないのではないかでしょうか。令和7年度予算は、経常経費等を意図的、組織的に9か月分あるいはそれ以下で計上して、また、使用料のように流動的な要素があるものについて、事業の予算をあえて過小に見積もり、予算総額の圧縮を図ったように見えますが、違いますか。

結局、令和7年度予算の財源不足が幾らであったのか、議会として把握することができていません。もし財源不足を少なく見せる意図があったとしたら、行財政改革と共に進めるに当たり、不信感を抱かざるを得ません。今後、行財政改革を円滑に進めるためにも、令和8年度の予算編成前に、町民と議会に対して正確かつ正直な情報を提供し説明する責任が町にはあるのではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の正確な情報を公表して行財政改革を円滑に進めるべきとの質問にお答えします。

これまで本町の予算編成は、歳出規模からそれに見合う歳入を町税や交付税、国道支出金、町債等で賄い、それでもなお収支不足が生じる場合は、この収支不足を財政調整基金、備荒資金組合支消金を充当して収支を整えてきたところであります。

しかしながら、第1回定例会の一般質問でもご答弁したとおり、令和7年度の当初予算編成においては、物価高騰や人件費及び人件費の増加に伴った委託費や建設事業費などの上昇の影響や、地方債を活用したこれまでの事業実施による公債費の増などによって歳出予算が増加し、議員ご指摘のとおり、令和7年度は合計で15億5,350万円の収支不足が発生し、これまでの財政調整基金、備荒資金組合支消金だけでは賄うことができず、特定目的基金の条例改正を行い、予算収支のバランスを図ったところでございます。

1点目の正常な財政運営とは言えないのではないかにつきましては、令和6年度までの従来どおりの予算編成、つまり歳出を積み上げた予算編成では財源が確保できないことにより、令和7年度当初予算編成では、歳入を基本とした予算編成へ転換すべきと判断し、その範囲内で歳出を措置してきたところであります。しかしながら、住民サービスの低下をできるだけ回避しなければならないことも勘案し、特定目的基金を改正し、収支バランスを図ったところであります。このため、歳出につきましては、経費の性格や聖域なく歳入を基本とした予算編成をする中で、経常経費についても年間で想定される経費全てを予算化できなかったものです。

次年度以降もできるだけ基金や町債に依存しない財政運営を目指すには、令和7年度当初予算で実施した歳入を基本とした予算編成を目指さなくてはならないと考えております。そのため、今回の議案で提出させていただきましたように、そういう経費につきましては、補正予算でも対応しながら住民サービスの維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

議員、ご質問の正常な運営とは言えないのではないかにつきましては、年間想定の経費を当初予算で盛り込むことが正常な運営と仮定すれば、令和7年度当初予算はそのような対応はできなかったことになりますが、本年6月に策定した標茶町行財政改革推進計画でも歳入を基本とした予算編成を目指していることも、私どもが目指すべき姿だと認識しているところでありますので、ご理解を願います。

2点目の経常経費等を意図的に組織的に9か月、あるいは半年分で計上し、また、使用料のような流動的な要素がある事業の予算をあえて過小に見積もり、予算総額の圧縮を図ったように見えるが違うかとのご質問につきましては、1点目の質問でもご答弁したとおり、令和6年度までは従来どおりの予算編成、つまり歳出を積み上げた予算編成では財源が確保できないことにより、令和7年度当初予算策定では、歳入を基本とした予算編成へ転換すべきと判断し、その範囲内で歳出を措置してきたところであります。歳入を基本として歳出を組んできた結果、経常経費につきましても年間で想定される全てを予算化できなかったものですが、先ほどもお答えした考えにより予算編成を行ったものであり、議員ご指摘の意図的、組織的に予算をあえて過小に見積もり、予算総額圧縮を図ったものではありませんので、ご理解を願います。

3点目のご質問の財源不足を少なく見せる意図はありませんし、今後も議会や町民の皆さんに対しては、不信感を抱かせることがないよう、誤解を受けることのないよう努めてまいりたいと考えているところであります。

議員ご指摘のとおり、将来の人口減少に伴う税収や交付税の減少を見据え、将来の標茶のために議会のご理解をいただきながら行財政改革をしっかりと進めるためにも、今後も正確で正直な説明に努めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を願います。

また、このご質問の令和8年度予算編成の考え方などにつきましては、説明の機会を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 先輩議員の中に、私が議員になった頃から、自治体の財政というのは入る量りで出するを制するのだという、中国の古典「礼記」に由来する、そういう財政の原則というものずっとおっしゃる方がいらして、私はずっともちろんそのとおりだし、標茶町はずっとそういう予算組みをしてきて、そのために必要なだけの基金をためることができて、安定的な財政運営をしてきたと思っています。入る量りで出するを制するというのは、この財政に関する基本原則というのは、自治体に限らず企業でも家

庭でも収入に応じて計画的な支出を考えることの重要性というのを示していく、ただいまご答弁いただいた歳入を基本に歳出を調整していくのがあるべき姿だというところによく到達していただいたのかなと思って、ぎりぎり何とかこれから行財政改革とともに進めていって、このピンチを乗り越えていければと改めて思ったところです。

ただ、そうは言いながら、住民サービス維持のために聖域なくそういった歳出の調節を行ったのだということでありますけれども、これ、例えば学校給食の食材費を大幅に少なく見て、今回、補正しているのですが、それは例えば、今は民間に運営を委託しているわけですけれども、そういう方にきちんと説明はされているのでしょうか。というのは、大きな災害だったりとか、それに類似した不測の事態が生じたときに、9月で補正ができるないというようなことがあったときに、学校給食の提供に影響が出るようなことだったのではないかでしょうか。

聖域なくということで言うと、一方でやすらぎ園の給食というのは、ほぼ100%当初から手当てされているのですが、まずそのことについて、教育委員会としてはそういった予算組みで父兄などに不安を与えていない、業者さんにも与えていないとお考えかどうかお伺いします。

それから、やすらぎ園の給食の食材と学校給食の食材の手当の仕方に差があることについて説明をいただければと思います。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

基本的な考えにつきましては、町長、ご答弁申し上げたとおりで、不測の事態があったときにどうするのだというような内容だと思います、学校給食しかり、やすらぎしかりですけれども。

当初予算で見られなかつたということは、歳入を基本として、地方交付税が当初では地財計画に基づいた伸び率しか想定できませんので、その範囲内でやはり歳入をベースとする予算編成にするには聖域なくというところができるだけ、ただ、そこのバランスと町民サービスの低下というところのバランスでは、一律全てという話ではなかったことは否めませんが、できるだけそういうことは避けたいと思っております。12か月満度に予算編成をすれば、途中で補正予算の対応をしなくてもいいということはわかりきった話ですけれども、それができなかつたことは事実であります。これは歳入をベースとした予算編成、つまり歳入の大部分を占める普通地方交付税の確定が、7月までは地財計画に基づいた伸び率でしかそれを算定することができなかつたというところでいけば、その枠内でやはり予算を組むしか方法がなかつたということが本音のところでありまして、できるのであれば、当然、12か月分を見て補正予算の対応はしないというところが、それがあるべき姿の最終形なのだろうと思いますが、現実的に令和7年度予算でそこまでの余裕がなかつた。ですので、それをやむなく特定目的基金を条例改正して何とか成立させたというのが現実でありますので、目指すべきところはそこだというふうに理解していますけれども、7年

度当初予算ではそれができなかつたことは事実でありますし、特定目的基金は減少しておりますから、それから脱却した予算を編成するためには、やはりこういったことが次年度以降も起きることは想定しなければなりませんけれども、最終的にはそういった経常経費を満額に見ていくような財政運営を図ることが大事だと思っていますけれども、やはり人口減少に伴う税収の減少、地方交付税もどうなるかわからない状況の中では、そういうことがこれからも想定されるというところでありますと、私どもも本意ではありませんけれども、そうせざるを得なかつたというのが本音のところでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 本意ではないということですから、それは理解いたします。

ただ、ご存じのとおり、町議会のほうでも財政健全化調査特別委員会というのを立ち上げています。町のほうでも行財政改革推進室を設けて行財政改革推進計画というものを立てて、これから進めていこうという、その中で一丁目一番地になるのは、標茶町の財政の現在の本当の姿がどういうものなのかということがわからなければ、幾ら私たち過去を検証しても、それから、この先継続すべき事業が何なのかとか、どうやって住民サービスを低下させないようにとか考える上で、そもそも姿がわからないというのは、これはやっぱり意味がないかもしれない、そういう作業をしているかもしれないということを思っててしまうわけです。

だから、仮定で構いませんので、令和6年度までのベースで歳入をちょっと置いておいて年間の歳出を考えたときに、実際に今年、令和7年度標茶町の一般会計に限って言うと、幾ら足りなかつたことになるのか。15億円ではなくてということではないかと思うのですけれども、そこがはつきりしなければ、私たちは令和8年度の予算に関する詳しい説明が町からされるまで何も考えられないかなと思っています。8月6日に特別委員会を開いたときにもそのあたりのことをお伺いしましたけれども、実際にはお答えをいただいておりません。もし、今、この時点でお答えしていただけることがあれば、ぜひ聞かせていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

今回の補正予算で予算不足を理由とした基金繰入金は行っておりません。現時点ですが、今後も行う予定がございません。そういうふうに見積もっておりますので、当初の財源不足が15億円何がしという金額は変わっていないと思います。

それから、行財政計画の中でもお示しましたとおり、るべき姿は全て決算統計に基づいて行っていますので、決算に基づいてお示ししています。人件費比率、公債費比率、全て決算に基づいていますので、予算では説明しておりません。ですので、決算というのは、やはり補正予算後の数字ですから、そこを最終的にはこの比率を持っていくだとか、こういう金額を持っていくというのではお伝えしておりますので、そこは当初予算というのは見積もった数字でありますから決算とは違うかなと思っておりますし、そのために災

害とかそういう緊急の場合でも補正予算という対応をお願いしてこれまで来ていると思いますので、決算であくまでもお話しさせていただいているというところは計画にもそういった形で盛り込んでいるということはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それで、令和8年度の予算編成の考え方については説明の機会を設けていただけるということでしたけれども、具体的にどの時期にどういった方法でというのが、もし、めどが立っていればそれをお知らせください。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

行財政計画の考え方にもありましたとおり、それから以前の全員協議会等々でお話しさせていただいたこともあるかと思いますが、将来の人口減少や税収の減少と伴って、やはり今の百二十数億円、今回でいくと129億円程度になるかと思いますが、その予算規模を維持できるということは想定しておりません。やはり規模に応じた財政運営をこれから心がけていかなければならぬ、そのため財政規模を縮小していく、それは決して悪い話ではないと思っておりますので、将来のためにやはり、これも議員からご指摘あったと思うのですが、無理をしないというところかもしれません、そういう規模に縮小していくことが必要なのだろうと。そのため行革のいろんな細かい計画を掲げてきたわけです。

それで、これは今後まだ歳出、枠配当方式というお話も計画の中に記載させていただいたと思いますが、歳入につきましては、今年の当初予算で申し上げますと123億円弱だと思いますが、このうちの繰入金が16億4,200万円何がしです。起債が10億8,800万円程度です。やっぱりその金額を除いた約96億円程度で予算編成を考えていくというところを目標にしていく。決して起債することが悪いという話ではないのですけれども、目標値はやはり基金の繰入れですか、町債に依存しないというところを計画でも盛り込んでいくわけですから、それをベースに考えていくと96億円何がしの当初予算を目標にしていくというところが1つキーになっていくと思います。これに合わせて歳出を組んでいくというところがありますので、実際に今年ざっくり言いますと、ソフト事業20億円、ハード事業20億円、経常経費80億円程度で当初予算を組んできましたが、これをどういうふうにしていくのかというのも、大枠の話を説明する機会を設けさせていただき、概要について説明させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） もう、すぐ目の前まで令和8年度予算の編成が近づいておりますので、今、おっしゃられたような内容の説明というのを、議会はもちろんですけれども、具体的なことがもし町民にも直接説明できるようなことになれば、そういうことを直接町から町の言葉で町民にも伝える機会が必要かとも思いますので、それについてはご検討いただければと思います。

2点目の質問に入ります。

増加する紙おむつは炭化によって資源化をということでございます。

これはどういうことかと申しますと、人口は減少しているさなかではありますけれども、本町の生活ごみというのはなかなか減っておりません。中でも、生活ごみの約7%を占めると言われる紙おむつの処理に世間では注目が集まっています。ほとんどの自治体が焼却処理をしているわけですが、中には再利用や燃焼以外の方法で処理することによって、温室効果ガスの排出を抑制しているという事例があります。

特に、紙おむつを汚物ごと炭化させ、炭素といわゆるバイオ炭が混ざったハイブリッド炭を製造して土壤改良剤として使用している例に私は注目をしています。プラスチック由来の炭素による土壤改良の効果は既存の農業技術として目新しいものではありませんが、バイオ炭に関しては、その中に含まれている窒素、リン、カリの肥料効果との融合によって野菜等の增收が報告されているところです。いまだに地球温暖化防止に関する基本の計画が定まっていない本町の状況からすると、こうした新しい発想について迅速に研究して取り入れる余地があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以前、バイオ炭を圃場に施用することとバイオ炭を製造する炭化炉が国の補助対象になることは説明していますけれども、ハイブリッド炭についても同様の扱いあります。深刻な財政難のさなか、燃焼によらない生活ごみの処理が貴重な資源を生み、さらには焼却施設の延命と農業振興につながるとしたら朗報ではないでしょうか。

少子化により子供の紙おむつは減少しているかもしれません、高齢化によって大人の紙おむつが増加の一途をたどることは想像に難くないわけです。お金をかけて燃やして焼却炉の寿命を縮めるだけの処理から、温室効果ガスの排出を抑えて、資源をも得るという炭化処理に取り組んではどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の増加する紙おむつは炭化によって資源化をご質問にお答えいたします。

本町のごみの排出量は、議員ご指摘のとおり、人口減少が続いておりますが、ここ10年間は、ほぼ横ばいの排出量となっております。子供用紙おむつ、成人用紙おむつ、尿取りパットなどおむつ類については、汚物を取り除き、中身の見える袋に入れていただければ無料での回収を行っておりますが、週に1回1袋程度であり、ほとんどが可燃ごみと一緒に排出され、数量については把握できない状況です。

現在、塵芥車と資源収集車でごみの収集を行っておりますが、おむつの炭素化に当たっては、町民の皆さんに分別していただき、資源収集車での収集になりますが、現状、資源収集車の積載スペースの余裕がなく、収集するには新たな収集要員とトラックの確保が必要となり、現時点では難しいと考えておりますが、紙おむつを含むごみや林地未利用材等の有機物由来の炭化物の農地への施用につきましては、土壤改良効果のほか、本町が取り組むべきゼロカーボンの推進にもつながる可能性もあることから、引き続き研究を行うとともに、焼却炉の延命を図るため、ごみの減量化、分別について周知を行っていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

ゼロカーボンの状況といったしましては、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、公共施設のLED化、ごみの分別排出の徹底など、温室効果ガス排出目標達成に向けて全職員が積極的に取り組んでおります。標茶町全体についての区域施設編につきましては、まだ策定には至っておりませんが、いろいろな課題を解決していくながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君）　この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　まず1つお伺いしたいのは、一般論として生活ごみの7%が紙おむつであるというふうに言われております。この割合を本町の塵芥処理の金額に当てはめたときに、本町では紙おむつの処理にどれくらいの金額がかかっているかというのは試算されていますか。

○議長（菊地誠道君）　町民課長・三船君。

○町民課長（三船英之君）　お答えいたします。

町民課のほうでは、そういう試算はしてございません。

○議長（菊地誠道君）　類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　そこら辺、試算していただける可能性があるかなと思って7%という数値を質問に通告に入れていたわけですが、それにしても処理費としては結構な金額になると思うのです。7%ということになると、かなりまとまった金額になります。本町としては、農業廃プラの処理にも1,500万円、1,600万円かかっているということですから、これらの炭化によって処理できる排出物、それをこれからどうするのかということを現状で温室効果ガス削減目標を達成するための計画の中にぜひ取り込んでいっていただきたいなと思います。

この紙おむつに関して言うと、今、質問した中には、結局、子供用、大人用の紙おむつのことしか触れていませんけれども、コロナ禍になってペットを室内で飼う人というのは随分増えています。だから、ペット用の尿シート、そういったものも相当な量になっていると思います。要するに、一般ごみに占めるこういった吸水ポリマー系のごみというのは、恐らく7%にとどまらないし、今後、さらに増えるということ。これをぜひ資源として利用していくよう、そして特にバイオ炭あるいはハイブリッド炭に関して言うと、今、標茶町の大根農家さんでは、シストセンチュウの被害に大変苦慮しています。こういったバイオ炭あるいはハイブリッド炭を畑に施用することによって、シストセンチュウの天敵となり得る微生物が増殖するかもしれないという、そういった期待もあります。そういった農業振興の面からも、このことについて、今後、積極的に検討していただければよいかなと思います。

3点目の質問にまいります。

西別岳登山者の生命を守る環境整備が急務ではないか。

羅臼岳で発生したトレイルランニング中と思われる男性がヒグマに襲われて亡くなるという痛ましい事故は、対岸の火事ではありません。西別岳は、登山道の形状や整備状況

からプロランナーにも注目されているそうです。特に、西別岳から摩周湖の第一展望台を経由して美羅尾までを縦走するルートは、景観も変化に富み、たびたびツアーも開催されていると聞いています。

しかし、ヒグマの生息地であるということは疑う余地がなく、十分な警戒が必要なことは言うまでもありません。羅臼岳での不幸な事故によって、入山禁止の措置が取られています。その影響で西別岳でトレイルランニングを目的とする方が増える可能性があるのでないでしょうか。ヒグマの情報やワизユースを呼びかける看板等の設置を急ぐべきではないでしょうか。

また、先日、トレイルランニングツアーの一行が乗ったマイクロバスの横転事故が発生しています。町道ではないですけれども、林道を管理する関係機関とも連携して、この林道の手入れをこれまで以上にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

さらに、山小屋とトイレの整備も行うことで観光登山者に安全・安心を提供して、本町が大変重要視している交流人口の増加を図ってはどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の西別岳登山者の生命を守る環境整備が急務ではないかとのお尋ねにお答えいたします。

1点目のヒグマの情報やワизユースを呼びかける看板等の設置を急ぐべきではないかとのお尋ねですが、ヒグマの出没状況につきましては、町の情報配信メール、ミルクックさんのみるめーるや町のホームページにヒグマ目撃情報を掲載し周知しており、実際に熊の目撃や痕跡の情報が入った際には、必要に応じて付近住民への情報周知や看板設置での注意喚起、立入禁止措置等を講じてきました。西別岳は国立公園の中で、その雄大な自然環境の中に人が入っていくわけであり、登山者の方々はヒグマ出没のリスクを認識し、自己責任の中で熊対策を講じて登山されているものと推察しておりますことから、常設看板の設置については現在のところ考えておりません。

2点目のトレイルランニングツアーの一行が乗ったマイクロバスの横転事故が発生していることから、関係機関と連携し、林道の手入れをこれまで以上に行うべきとのお尋ねですが、林道の管理者は根釧西部森林管理署となっておりますが、町といたしましては、毎年5月の山開き前に建設課に作業依頼し、林道の道路整地を実施しているほか、西別岳登山道及び山小屋の保全業務を委託している虹別連合振興会から林道の路面状況の悪化の連絡をいただいた際には、道路整地対応等を行う措置を講じてきました。

先日、事故の発生した現場を確認しましたが、路面状況が非常に悪いという印象はなかったことから、現状の道路整地の対応を継続していくとともに、観光協会ホームページに林道の路肩が狭いことなどについて掲載していただくなど、注意喚起を図ってまいります。

また、林道の管理者である根釧西部森林管理署では、今回の事故を受け、看板設置など注意喚起の方法を検討中とのことです。

3点目の山小屋とトイレの整備を行うことで、観光登山者に安全・安心を提供し、本町が重要視している交流人口の増加を図ってはどうかとのお尋ねですが、山小屋周辺は上

下水道や電気というインフラが整備されていない地域であり、水を確保するための井戸の掘削、安定した電源確保のためのソーラーシステムの導入などには多額の費用が必要となることから、新たな施設整備については今のところ計画をしておりません。西別岳は阿寒摩周国立公園内の雄大な自然の中にある魅力的な山であるということを情報発信し、引き続き交流人口の拡大を図ってまいります。

○議長（菊地誠道君）　この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　注意を喚起するそういった対策が必要かどうかということを考えるに当たって、1つ理解しておかなければいけないなと思うのは、まず西別岳の利用動向というのは、町としてはどこまで把握しておられるのかということを先にお聞きしたいです。

○議長（菊地誠道君）　観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川　淳君）　お答えいたします。

西別岳の利用動向はどこまで把握しているのかというご質問なのですが、町といたしましては、西別岳の登山者については入林者名簿により利用者のほうを確認しておりますし、山小屋については山小屋の利用申請書のほうで利用者数を把握しているところでございます。

○議長（菊地誠道君）　類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　コロナ明けですけれども、昨年度ベースでその人数というのは、それぞれどのぐらいですか。

○議長（菊地誠道君）　観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川　淳君）　お答えいたします。

令和7年度の4月から7月までの西別岳の登山者数ですが、1,063名となっております。令和6年度ですが、同じく4月から7月までを比較しますと、1,246名となっておりまして、今年度につきましても、若干少ない状態となっているところでございます。

○議長（菊地誠道君）　類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　ちょっと前に北海道百名山ブームというのがあって、シニア層の登山者というのが非常に多くて、名簿から拾っていっても1万人近くの方が西別岳を訪れているのではないかというふうに言われていた時期がありますから、そこからすると、そういういった利用というのは一定程度落ち着いているのかなということがわかります。

ただ、私たち承知していなかったのは、実際に西別岳でロングトレイルやトレイルランニングが行われているという、そういう実態について、私たち、町もそうかもしれないですけれども、実際にはわかっていないかったかなと思う部分がありますので、以前は西別岳を管理してくださる、登山道の管理とかをしてくださる方からの情報によって、かなりどういった利用のされ方をしているかということがわかったのですけれども、そこら辺の利用動向の把握がまず必要だなということは言えると思います。

そして、林道でのバスの横転事故を受けて現地を見て、道路の状況についてはそう悪く

ないというふうにおっしゃっておられるわけですけれども、砂利道の危険がどこにあるかというと、これは、私、田舎育ちですので砂利道には割と精通しているわけですが、浮き砂利と、あともう1つ、最大のポイントは路肩が脆弱だということだと思います。だから、ここで答弁の中に路肩が狭い、道幅が狭いということなのかと思いますけれども、結局26人乗りのマイクロバスに20人以上乗車した場合に、総重量というのは5トンを超えるのですね。これが50人乗りとかの大型バスになると、その3倍の15トンになります。農業事故の中でそういったスラリータンカーのように重量のあるものが横転する事故というのは、すべからくこの路肩にそういった荷重がかかったことによって生じているので、道路の表面を見て、そこら辺が大丈夫だなという判断をするだけでなくて、路肩がもろいですよという、やはり砂利道の特性をお知らせするすべというのが必要だと思います。そういう意味で、西部森林管理署のほうでそのことを検討していただけるというのは非常に適切なことだと思いますし、町のほうでも同じ行政機関としてその姿勢というのは、ぜひ、参考にしていただきたい。

同じ道路のことでもちょっとそういったもしかすると差があるのかなと思うわけで、登山に関しては自己責任だという風潮というのは非常に広がっているなと思うのですけれども、山に来ることは自己責任だと思うのです。ただ、そこでヒグマに遭遇してしまうとか、落石にあうとかということは、これは本人はそのことをどうしようもないことであって、そういう自然の環境のリスクがあるということをお知らせするということが非常に大事で、そのリスクを少しでも減らした上で、あとは自己責任でお願いしますよというのが筋ではないかなと思いますが、いかがでしょう。やっぱり注意を喚起する看板等を設置することにはなりませんか。

○議長（菊地誠道君）　観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川　淳君）　お答えします。

ヒグマですか、落石ですか、リスクがあることについてお知らせすることが必要ではないかというご意見をいただきました。

本件については恐らく国立公園内のお話をさせていただいているものかと私は認識しておりますし、国立公園ということであれば、本町だけの問題ではないと理解しております。ですので、今日、お話しいただいたことについては、環境省さんと関係自治体さんと協議いたしまして、共通した中での周知徹底が必要であるかどうかということを検討していくたいと考えております。

○議長（菊地誠道君）　類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　そうです。国立公園内のことですので、例えば同じ国立公園内の塘路湖畔のサルボ展望台の駐車場には、車上荒らしに注意という看板が出ています。多分、あれは町で出している。ああいった場所で車上狙いとか空き巣とか、そういう危険があるということは、それは皆さんわかった上でいらっしゃっているという理論ですね、町のほうでご答弁いただいているのは。だとすれば、西別岳についても、そういう手当てをしてもいいのではないかというのが私の意見です。

それともう1つは、単にヒグマに注意ということを言っているわけではなくて、ワイズユースということを言っています。同じ国立公園内の茅沼にある自然情報館、これは環境省の建物ですけれども、そのように国立公園のことを説明して大事にしましょうよという訴えをしているわけです。だから、西別岳についてもそういったことがあってもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

それともう1点、最初のご答弁でおっしゃっていたトイレの整備については、多額のお金がかかるということですけれども、何をやるとどのぐらいかかるというのがもしわかつていたらお知らせください。

○議長（菊地誠道君）　観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川　淳君）　お答えします。

最初の質問いただきましたワイズユースの看板等をお知らせ周知すべきではないかというお話をいただきました。こちらについては、例えば阿寒摩周国立公園であれば、今、国のはうで、環境省のはうで満喫プロジェクトということで、人をたくさん呼ぶという施策を進めております。先ほど答弁したとおり、関係機関と話をしまして、共通した取組をしていいのではないかということで検討していきたいというふうに考えております。

2点目のトイレ整備についてですけれども、何をやったらどれぐらいかかるのかというところなのですが、総体的な費用については、今、お話ししていただいた水道の整備ですか、トイレの水洗化ですか、そういう部分を含めるとかなり高額な費用がかかるものと思いますが、具体的な経費については私のほうでは把握していないということです。

以上です。

○議長（菊地誠道君）　類瀬君。

○11番（類瀬光信君）　そもそも整備する予定がないということで、どういった整備にどのぐらいかかるかということをまだ具体的に把握されていないのだと思うのですけれども、ぜひ、ああいった場所で水も電気もない場所ですから、例えばバイオトイレの導入であるとか、多少の電力、太陽光発電によって運用できるトイレなどについても、この先、農林課のはうでもそういったことや何かにきっといろんな情報があると思いますので、そういった役場の中でいろんな情報を収集して研究を続けていただきたいということで、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君）　以上で11番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席）　3点につきましてご質問を申し上げます。

1点目につきましては、町立病院で人工透析の実施について伺いたいと思います。

町長は、1期目の立候補に当たって、町立病院での人工透析を実施するとの公約を掲げたと聞いております。当時、人工透析患者や家族にとって大きな期待を寄せていましたとの話も聞いております。本町の人工透析を必要とする方々は、主に釧路市内の病院で治療を受けておられると承知していますが、遠距離の頻繁な通院が大きな負担となっており、町立病院での実施を望む声も多いです。

そこで、現状についてまず伺いますが、本町住民で人工透析を受けている患者数は何人ですか。

その方々の通院先（市町村）は、どこに通院されておりますか。

治療を受けるための通院手段は何なのでしょうか。

標茶町立病院は平成8年3月に新築された現在の施設の中で、人工透析室としての部屋、現在、電気治療のリハビリ室として使用されておりますが、人工透析室を確保していたと承知していましたが、いかがでしたか。

人工透析を実施するには、設備ばかりでなく、医師、臨床工学技士、看護師などのスタッフ確保も必要など、課題も多くあります。しかし、透析を受けている患者にとっては、地元で治療を受けることができれば、何よりも通院距離の短縮となり、体への負担も軽くなります。また、災害時の対応や冬期間など地域的特性を踏まえた医療の在り方を検討する必要もあると考えます。病床数を削減したことで空き室があるという町民の声もあります。町民が安心して医療が受けられるよう、医療の充実のため、標茶町立病院で人工透析を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の町立病院での人工透析の実施をとのお尋ねにお答えいたします。

まず、現状の部分でございますが、1点目の本町住民で人工透析を受けている患者は何人かとのお尋ねですが、町で受給者証を発行しているのは現在13名でございます。

2点目の他の通院先（市町村）はどこかのお尋ねですが、釧路市、釧路町、弟子屈町、中標津町のそれぞれの医療機関でございます。

3点目の通院の手段は何かとのお尋ねですが、主に自家用車を使用していると承知しております。

次の人工透析に関する部分でございますが、人工透析としての部屋を確保していたと承知しているかとのお尋ねですが、竣工時には予備室として設置されましたが、人工透析室として使用することを念頭に設計されており、ベッド3床分を配置できるよう施工されていたものと聞き及んでおります。現在は、議員ご指摘のとおりリハビリ室として主に物理療法で使用しております。

標茶町立病院で人工透析を実施すべきと考えるがいかがかとのお尋ねですが、この件につきましては、遠方への通院を強いられている町民が多数いらっしゃることから、それに寄り添い解決すべき課題と捉え、1期目の公約でも触れているところでございますが、初期投資や運営経費、収入見込みを換算しますと採算が取れない可能性が高く、実施後も一般会計からの繰入れがさらに必要となることが見込まれます。

また、本体自体、病院自体の老朽化により現施設内での実施は、非常電源の確保などの課題もあり、さらに経費がかさむことが予想されます。患者様を受け入れた以上、途中でやめることはできないため、実施には慎重を期したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ご答弁のとおり、過大な投資が必要であると。自分が質問するに当たって、財政が非常に厳しいということを承知しながらも、過大投資がどうなのかなとも思っておりましたが、透析室を確保といいますか、室よりも設備導入に当たって、ベッドサイド監視装置あるいはRO水処理装置、透析液供給装置、そしてさらには配管、電気、内装工事等々、およそ2億円は設備投資にかかるだろうというふうに調べた結果言われておりますし、中古機など、あるいはリースを使うことによって若干の初期費用というのは3割から5割程度で抑えられるのではないかと言われておりますが、正直言って、透析患者が私自身13名と言われましたが、もう少しいるのかな、実は自分の身内に透析を受けていた者がいましたので、もうかなりの前のことなのですが、その当時は20名以上いたのですね。ただ、今、受けている透析の皆さんは高齢者が多くて、年齢的に平均しても60歳以上の方々が透析を受けているというのが状況としてあります。そういう意味からしますと、通院されている方々、自家用車で通われている方々がどんどん高齢になっていきます。さらには、この13名から、ご本人からも訴えられましたし、地域によって透析を受けなければならないという予備軍が結構いるとも考えております。

一般会計からの病院への繰入れ、承知しておりますし、ただ、人材確保としては臨床工学技士、機器整備等の資格者なのですけれども、私は全国から募集すれば確保できるのではないかと思っておりますし、聞き及んでいますが、現在の町立病院の医師の中で透析の、言ってみれば患者さんに針を刺すのが医師でなければ駄目ですので、経験者がいらっしゃると聞いておりまして、人材で確保するとなれば難しいのは看護師かなと、そのように思っておりますが、何としてでも、難しいながらも透析患者さんのために町の中で透析が受けられるような、そういう手立てというものを何とか、私は知らなかつたのですけれども、町長の公約でもあったというふうにお聞きしましたので、ぜひ、努力をしていただきたいなと思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、鈴木議員のほうからも病院の状況についてお話をありましたけれども、今年の財政の話、先ほどから出ていますけれども、15億円の不足があって、昨年、病院会計には実は9億5,000万円、一般会計から赤字分では振り込んでいます。交付税で2億3,800万円くらい入っていますから、実質7億1,000万円の赤字補填をしながら毎年運営をしなければならないという状況です。この金額をいかに少なくしていくかということが、今、私たちに与えられている一番の課題かなと思っていますので、先ほど来、収支の話をすると、かなり、医者がいらっしゃるという話はあるのですけれども、そちらに医者を回すとまた別な医者も例えばスポットで対応しなければ今の内科の診療が回らないとか、あとは専門の技術者の方の確保、看護師さんでは最低2人必要だと言われていますけれども、その方が本当に来るのかとか、いろんなことを考えると非常に厳しい状況の中にあるのかなと思っています。

ただ、一方で明るい話題として、最近、在宅でも透析を受けられるというような状況を聞いています。ただ、時間が8時間という長時間にわたって、結局、寝ている間に透析を受けるというような話だということを聞いたのですけれども、そんな医療の技術の進歩もありながら、隣町でやっているところも話は聞いているのですが、赤字でいつでもやめたいというようなことも実は話を聞いているというような現状でありますので、やはりこの件については、ぜひ、やりたいことはやまやまなのですけれども、いろんな状況を勘案すると慎重に判断せざるを得ない状況だということをご理解いただきながら、あまり前向きな答弁になっていないのですけれども、今の状況を考えると、すぐやりますということはちょっと言える状況でないということをご理解いただければと思っています。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 在宅での透析ということですけれども、腹膜透析ですよね。それの方々、本町においても何人かいらっしゃいますが、いずれはやっぱり病院においての人工透析をされていると。腹膜透析をされている方々が、病院に通って治療を受けているという方々、最終的にはやっぱり病院での治療が必要となると伺っております。

財政問題を取り上げると、本当に私自身も質問することが非常に心苦しいですけれども、やっぱり町民の医療、安心して受けられると、そういう立場に立ったとき、だからこそ町長の公約に入れたのではないかと思っておりますけれども、町長が来年改選、そうすると7年たった中で、一度か二度でもこの人工透析について検討されたということはありますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

先ほど医者の確保という話の中で、今、人工透析も可能な方がいらっしゃるというのは、お医者さんが来てもらう条件の中に人工透析も可能なお医者さんを探していますとの条件を入れさせていただいて、実は今いらっしゃる方の1人がそうだということありますので、私もいろんな努力をしていないというわけではありませんので。ただ、今の環境からすると、またすぐやりますというような状況ではないということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 財政が厳しいということは十分、私も承知しておりますけれども、ぜひ、透析患者さんのためにも実現に向けてご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目に移らせていただきます。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設周辺の整備についてお伺いをいたします。

令和3年7月に策定された標茶町観光振興計画は、令和元年町民住民意識調査の結果などから本町の魅力として、1つ「何もない『本物』の自然」、1つ「豊かな自然の中で体験できるアクティビティ」、1つ「地域に愛され根付く資源」、1つ「四季の魅力」が取り上げられておりました。計画の中で、南部地区エリアで昨年、改修オープンしました釧路湿原かや沼観光宿泊施設を本町の観光拠点としています。観光拠点として生かすには周

辺整備など必要と考えます。

シラルトロ湖キャンプ場をはじめとする周辺施設の整備促進や、カヌー、ホーストレッキングなど具体的なメニューの実施に向けた取り組みをすべきと考えますが、現在の取り組み状況についてお伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の釧路湿原かや沼観光宿泊施設の整備についてのお尋ねにお答えします。

令和3年に策定された観光振興計画のエリア別施策でも同地区での課題が示されているが、現在の取組状況について伺う。シラルトロ湖キャンプ場をはじめとする周辺施設の整備の促進や、カヌー、ホーストレッキングなど具体的なメニューの実施に向けた取組をすべきと考えるがいかがかとのお尋ねですが、周辺施設の関係では、環境省で進めておりましたシラルトロ自然情報館の改修工事が完了し、今年5月30日から一般供用を開始しており、シラルトロ湖周辺の美しい自然や貴重な動植物、カヌーツアーやホーストレッキング等のアクティビティを迫力のある8K大型画面映像で視聴することができるようになりました。また、シラルトロ湖キャンプ場については、休業が続いておりましたが、北海道との調整を経て、今年7月1日からオープンしているところであります。

アクティビティ開発についても、馬を核とした地域づくりを目指すため組織しております道東ホースタウンプロジェクトの取り組みとして、シラルトロ湖の遊歩道、蝶の森の乗馬コース開発を進めており、本年9月に馬を入れてのコーステストを行い、11月にはトレッキングコースとして評価を実施するため、関係者でモニターツアーを行う予定あります。年度内には、これらの取り組みを評価し、最終的には乗馬サービスが提供可能であるかどうかを判断し、可能という判断ができれば、来春にはお披露目会を実施した後、一般の方向けに乗馬サービス提供ができる環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 今、それぞれのメニュー等々の取り組みがされるということのご答弁をいただきました。エリア内での事業について述べられておりましたけれども、宿泊施設がオープンして1年たちまして、伺いますと今シーズンは宿泊については98%ぐらいということで、なかなか予約がとれないと伺っておりました。今の時期ですから満室になるのだろうと思うのですが、日帰り入浴につきましては、ちょっと追加になってしまいますが、今年どのくらいおりますか。わかるか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

日帰りの入浴者数ですけれども、4月が1,367名、5月も同じく1,367名、6月が1,380名、7月が1,293名となっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） それで、今の具体的なメニューを有効に活用することによって、私は宿泊施設の日帰りの入浴客数も増えるのではないか。正直言って、いろんな声、宿泊施設の声が聞こえてきておりますし、特に日帰りのお客様からはいろんな声を聞かされておりますが、それは今回は横に置いておいて、観光の事業をやることによって、日帰りのお客さんも増えるのではないかと思いまして、今、町長から述べられたことがこれからスタートになるということですね。ですから、ぜひ、これらも踏まえて、宿泊施設がようやく1年来ますが、増えることを願って早急な取り組みをしていただきたいと思うのですけれども、もう一度考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川 淳君） お答えいたします。

具体的な取り組みについては、これから行われる部分が多いということで、先ほど町長からもお話しさせていただきました。我々といたしましても、この環境を生かした取り組みをどんどん進めてまいりたいというふうに考えておりますし、湿原かや沼の観光宿泊施設をしている指定管理者さんのほうでもいろいろとアクティビティの支援ですとかということも考えていただいておりますので、引き続き連携して進めていきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ぜひ、宿泊施設の指定管理者さんとも連携をとりながら、このメニューについては取り組んでいっていただきたいと思います。

3点目についてお伺いいたします。

虹別オートキャンプ場の遊具の増設について伺います。

今回、通告するに当たって、財政のかかることばかりなので、非常に質問するのも財政が厳しいものですから、本当に心苦しくて、それでもやっぱり質問はしなければならないと思いながら質問させていただきます。

虹別オートキャンプ場は、平成12年5月に高規格なキャンプ場としてオープンいたしました。施設は常に整備されていて、清掃が行き届いていて、テントサイトも整備が行き届いていてきれいなキャンプ場だ、利用料は格安でもあると言われて、緑豊かで癒やされるとの口コミ情報も書かれております。今までの虹別オートキャンプ場の入り込み状況というのはどのようなのかまずは伺っておきたいと思います。非常に評判がよいキャンプ場です。広大な芝生広場に大きな遊具、滑り台が設置されておりますが、子供たちが自然の中で思いっ切り遊べる環境が用意されております。しかし、夏場においては滑り台は熱くて使用することができません。連泊等をした場合など、遊具を増設してほしいとの声が内外から聞かれます。大自然の中のよさは理解しておりますが、何点か遊具を設置してほしいという声を聞かされますので、その考えはないか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の虹別オートキャンプ場の遊具の増設を

とのお尋ねにお答えいたします。

虹別オートキャンプ場の入り込み状況を伺う。家族連れの方々から遊具の増設を望む声があるが、増設の考えを伺うとのお尋ねですが、虹別オートキャンプ場の入り込み状況につきましては、コロナ禍でのアウトドア需要の高まりを背景として令和4年度をピークに年間延べ利用数が6,285名と増加傾向にありましたが、令和6年度は5,260名とコロナ禍前の水準まで落ち着いてきております。今年度の利用状況も、7月末までの利用実績を見る限り、前年度同様で年間5,000人程度を想定しているところであります。

次に、遊具の増設についてであります、虹別オートキャンプ場は標茶町の都市計画公園として平成12年にオープンしましたが、木製のコンビネーション遊具については、老朽化により安全に利用していただくことが困難であると遊具点検で指摘されたことを踏まえて、令和5年度に完全撤去しております。遊具の再設置や増設については、設計・設置費用だけではなく、長期的な維持管理費用、安全点検の体制整備といった継続的な費用が伴うため、費用対効果を考えますと早急な整備は現時点では難しいと考えております。

○議長（菊地誠道君）　この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）　令和5年に撤去、木造の滑り台。私、令和5年からオートキャンプ場へ行っていないんですね。確認していませんけれども、全部、滑り台も撤去したということですか。伺っておきます。

○議長（菊地誠道君）　観光商工課長・石川君。

○観光商工課長（石川　淳君）　お答えいたします。

コンビネーション遊具ですけれども、虹別オートキャンプ場の芝生広場に滑り台も含めてコンビネーション遊具が設置されておりましたが、令和5年の時点で全て撤去されて、今は何もない状態でございます。

○議長（菊地誠道君）　鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）　私の認識不足で大変申し訳ありませんでしたが、だから、なおさら家族連れの利用者さんから遊具を作っていただきたいと。先ほども述べましたが、連泊すると小さな幼児、それからあるいは小学生の低学年等々が釣りをするにも危ないということがあって、あの芝生の広い広場で遊ばせたいけれども何もないからということで、何とか遊具を作っていただきたいという声が寄せられております。そういう意味からすると、遊具も結構高いというふうに聞かれておりますけれども、せめて幼児あるいは低学年が利用できるような遊具というのは、都市計画などで設置できないのでしょうか。もう一度伺います。

○議長（菊地誠道君）　建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地　誠君）　お答えします。都市計画公園ということで、その管理者の担当としてお答えしたいと思います。

今のところ、具体的な計画は正直ございません。撤去の段階では、更新するのであれば更新を考えるべきだったのかもしれないのですけれども、利用者自体の把握が、私どもが

聞いた限りでは大きな人数がいないということであったので、費用対効果を考えまして更新はせず撤去のみという判断をして撤去したわけでございます。今後、声が大きくなってきて、そういうものが、需要が求められるのであれば検討はしたいというふうには考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ゼひ、声があればではなくて、費用対効果というのは本当に十分、理解はするのですけれども、せっかく来ていただいている内外の、町民あるいは町外の方々が利用されていて、本当にすばらしいオートキャンプ場です。ですから、ゼひ、ご検討いただければなど、1基でもあるいは2基でも、幼児が乗るのですから、あるいは低学年が使うのですから、小規模な遊具でも構わないのではないかなど、前にあった、あれだけの大きなものは要らないと私は思いますので、ゼひ、ご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えします。

今、管理運営は観光商工課のほうにお願いしておりますので、現地の声も聞きながら状況を考えて、規模に合ったものが必要となるのであれば検討していきたいと思います。また、公園全体の再編のほうの話も、今、ございますので、その中で一緒にあわせて検討できればなど担当のほうでは考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 2番、櫻井であります。私は、通告に従って質問をさせていただきます。

件名は、新たに始めたクラウドファンディングの内容を伺うとさせていただきました。  
答弁を求める者は町長であります。

標茶町は、新たに「クラウドファンディング型ふるさと納税」の募集を開始すると6月24日の北海道新聞に掲載されておりました。期間は6月13日から来年3月末までとし、目標額は1,000万円で、目的は標茶高校の生徒の通学環境の向上とのことでありました。

生徒数が減少している中でも、学ぶために公共交通機関を利用して通ってくる生徒がいることは、標茶町にとってもありがたいことであります。なぜなら、生徒数の減少は学校の存廃にも直結するためであります。例としては、来年度に釧路市において、釧路商業高校が生徒数の減少を理由に釧路明輝高校に統合される、そしてその役目を終えるわけです。たとえ郡部の高校であっても、例外なく統廃合の対象となることは明確だと思っております。

町は、これらの現状を考慮し、地元高校を存続させる手段として通学環境の改善に踏み出したことは理解できるところであります。町が考える通学環境の向上とはどのような部分を指すのか質問をいたします。

1構想と内容の具体的な説明を求める。2現在までの応募件数と金額の状況をお聞かせ願いたい。3この募集は次年度以降も継続するのでしょうか。4記事では、3月定例会で予算の執行凍結となった5,603万円の生徒確保対策事業（シェアハウス整備）に充てたいとのことであったが、どのようなことなのか説明を求めるものであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の新たに始めたクラウドファンディングの内容を伺うとの質問にお答えいたします。

本年6月、標茶町の子供たちの教育・子育て支援事業等に対してクラウドファンディング型のふるさと納税を始めました。プロジェクト名を「標茶町の子どもたちがいきいき学んで育つまちのために！ “子どもたちの教育環境の充実のために”」と題して、標茶高校生徒確保対策環境整備を目的としてスタートいたしました。

お尋ねの1点目、構想と内容の具体的な説明を求めるについてですが、標茶高校において、少子化の影響などもあり在校生徒数が減少しており、現在は2間口を確保しているものの、さらに間口の減少、ひいては将来の標茶高校の存続にも大きく影響することから、将来的な教育環境の維持が懸念されています。また、通学環境や住環境の整備、体制が不十分であったり、また、高校が持っている魅力を最大限PRするためのさらなる情報発信をしながら、地域全体として高校教育を支える体制を構築することが課題となっていました。

これまででも標茶高等学校教育振興会を通じて支援を行ってまいりましたが、今後さらなる取り組みを強化するためには資金面でも支援が必要となってくることから、全国から本町の財産である標茶高校を応援していただく仕組みとしてクラウドファンディング型のふるさと納税を開始したところでありますので、ご理解を願います。

2点目の現在までの応募件数と金額の状況を問うという質問ですが、令和7年8月28日現在で39件、93万9,100円となっております。

3点目のこの募集は次年度以降も継続するのかですが、標茶高校や標茶町の子供たちの教育環境の充実のため、また、高校の魅力的な特色や取り組みを全国に発信するため、次年度以降も継続して実施したいと考えております。

4点目の記事では3月定例会で予算の執行凍結となった5,603万円の生徒確保対策事業に充てたいとの内容だった。どのようなことなのか説明を求めるについてですが、本町ホームページにも掲載させていただいておりますが、本町の取り組みたいこと・取り組んでいることとして7点の項目をお示ししております。「町内の出生数を増加させる取り組み」「標茶高校への進学率の向上」「町内での下宿やファームステイなどの民間受け入れ体制の充実」「近隣市町村からの通学者に対する支援等」「遠隔者寮費用等への補助」「町外からの受け入れ体制の構築」「標茶高校生への給食提供」に教育・子育て支援事業等を加えた各種事業に活用したいと考えているところです。このうち、町外からの受け入れ体制の構築として、旧教員住宅や空き家を転用しシェアハウスとして整備を行った場合、

並びに既存寮の受入れ体制の強化についても検討しており、今後、事業が展開された際には、その財源として活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） まず、1点目なのですけれども、私は今、考えている構想、そしてその内容を具体的に示してくださいと書いているわけです。町長は一般論を述べられたのですけれども、どのような形で通学してくる学生の利便性あるいは向上をするのか、具体的に説明してください。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

一例で申し上げますと、例えば朝、弟子屈方面から来るJRで利用されている方については朝7時前に標茶駅に到着するわけです。早過ぎます。8時過ぎの登校には時間があり過ぎると思っています。そうすると、朝5時台に家を出るお子さんが多いと思います。また、釧路から通ってくるお子さんもそうだと思います。5時台に、朝、家を出て、釧路駅、東釧路駅から来る。それで行きたいのだけれども、やはり通学の便が悪いから標茶高校に行けないというところがあるかと思います。もっとそういうところが改善されれば標茶高校に行きたいのだけれどという声も実際にお聞きしています。そういうことは本町だけでは、JRさんに要請するだとか、そういうことも含めて検討していきたい、一例ですけれども、そういう通学環境も改善していきたいというふうに考えています。

また、遠距離から来られる方、簡単に言うと既に定期代の半額は補助させていただいています。やはりなかなか定期も高額になってきており、JR等の運賃も値上げしていますから、そういう経済的負担も軽減する中で標茶高校を選んでいきたい、できれば経済的なことを理由に魅力ある標茶高校を選択肢から外すというところを、そのハードルを下げたいという思いでこういったことを始めたということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、齊藤課長のほうから、るる説明をいただきましたが、弟子屈もしくは釧路から通学してくる子供は汽車通であります。これは私たちが標茶高校に通っていた頃から汽車通の子供たちがいて、早く高校に通っていました。昔も今も変わらない風景であります。それを改善したいというのなら、JRに対して弟子屈もしくは釧路から来る子供たちのためのダイヤの変更とか、そういう要請を行う、あるいは行っているということなのですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） これまでも数はもう限りなくですけれども、JRの支社長と懇談の際には、そういうことは常に申し上げて、町長のほうから支社長のほうに要請をしておりますが、やはりダイヤの便というのではなく、特急との整合性とか、いろ

んな釧網線のダイヤの編成の考えがありまして、なかなかそういう私どもが希望するダイヤ、それから複合する、要は対面で通行できる線というのは限られていることからその実現には至っておりませんが、これからも当然、その要請は図っていかなければなりませんし、さらには標茶高校、それから関係する町内の例えば商工会さんですとか、そういう方々も一緒になってJRに対して要請していくということは、そこを強化していかなければいけないと思っています。

いずれにせよ、町内の出生数が、全員協議会でお示しました一昨年、昨年の出生数が30人ぐらいです。今の進学率が標茶高校50%、それは上げなければなりませんが、町内の出生数の分母が減っている以上、将来その子供たちが15歳になったときに標茶高校に行く数というのはやはり少なくなることが想定されています。それでいくと、やはり本町だけで出生された方々を、出生数を上げても2箇所に到達するのは困難だというふうに思っています。なので、それを埋めるために町外、それから道外から来るというところを私どもは目指して3月定例会で提案させていただいた、全員協議会で説明させていただいたわけですが、事情があって予算凍結になってしましましたが、そういったことを念頭にこの整備拡充を図っていかなければ将来の標茶高校の存続はないのではないかというところの危機感は持っているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） JRに対して、長年、事あるたびに要請はしているというお話はわかりました。ただ、JRというのは日本全国つながるわけです。ダイヤによって全部つながっているのです。だから、標茶のためにわかりましたと、ダイヤ改正をしましょうということには相ならんと、これはわかります。なかなかできることだと思うのです。

ならば、ちょっと考え方を変えて、地元の生徒さん、これもまた朝早くから汽車に乗つて釧路も行くわけです。東釧路で降りたり、釧路で降りたりするわけです。そういう生徒さんに何とか標茶の高校に入つてもらえるような標茶高校であつてほしいと願うわけなのです。ですから、今、標茶高校も総合学科になっておりますので、魅力は出てくると思うのです。ですから、校長も新しくなったようですから、そこらをもうちょっと、地元の生徒が入りたいなと思うような、そういう高校はどういう形がいいのか、そういうことも町長、ひとつ協議していただきたいと、こう思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 3月に出された組替動議の理由書の中にも、町内の中学生から選択される施策ということを理由として挙げられていたと思います。それから、先ほど町長から答弁ありましたホームページの中にも、標茶高校への進学率の向上というのは町内の中学生のことあります。私たちも、やはり地元で育った子供たちが地元の高校を選ぶということ、それからなかなか標茶高校のよさが地元の中学生、子供たちに伝わり切っていないのではないかというところも課題として持っています。答弁者が、本来でいけば、今の中学生に対しては教育委員会のほうでいろいろ取り組みは今年もしていただい

ていますから、そういったことも含めまして町内の中学生が標茶高校と連携したり、そういったことの数を増やしながら標茶高校の魅力をもっともっと今の子供たちに発信していただいて、自分も標茶高校に行きたいというふうに思っていただけることが大事だと思っています。その1つに、今年から、いろんな関係団体のご協力を得ながら、海外留学とか海外の子供たちの受け入れとかをしておりまして、今の中学生も1つの事例ですけれども、標茶高校で海外の留学もやっているのだねとかという、そういったいいねというお答えも今の中学生からお話を直に聞いていたところでございます。そういった魅力1つ1つを丁寧に発信しながら、議員ご指摘の地元の子供たちが地元の高校に進んでもらえる、選択肢に入れて進んでもらえる、そういう取り組みは当然、必要だと思っていますし、そこは意識してこれからも進めていきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 地元の生徒さんがせっかくいるわけですから、かなりの生徒が朝早く汽車に乗って釧路に通うと、そういう姿を見ています。どうしてもやっぱり生徒の希望ですから、何ば頼みますよと言ったって、なかなか難しいことはわかります。だけれども、せっかくの地元高校ですから、使っていただけるような努力を惜しまずやっていただきたいと、こう思います。

あと、来年度以降もこの新しい形のクラウドファンディングは行っていくと。目的もそういうですけれども、金額についても1,000万円を1つのめどとして実施していきたいと、こういうことでよろしいですね。

それでは、4番目のことでちょっとお伺いしたいのですが、この5,603万円のシェアハウス構想、これについてもうちょっとお伺いしたいのですけれども、このシェアハウスを、今、凍結状態ですよね。これにも充てたいということは、来年度になるかどうかわからないけれども、やがて再度予算要求なり、そういう表示があるということでおよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

シェアハウスにつきましては今年3月に提案しましたが、凍結したということは先ほどもご答弁させていただきましたが、その中でまずは、先ほども言いましたけれども、組替動議の理由として町内の中学生から選択されるための施策が必要だと。それから、町民や民間企業に生徒の受け入れを図るべき、それから西春別標茶間のバス廃止に向ける誠意ある対応というところを理由として掲げられております。まずはこここの、それは宿題だと思っておりますので、そこをしっかりと丁寧に私どもも調査研究をし、それに上回るような回答が出れば、しっかりと議会に説明をしながら次の展開を相談させていただき、予算化にすべきだというふうに考えているところです。

その中で、先ほど町内の中学校から選択される施策につきましては、教育委員会のほうで、今、取り組みをしていただいておりますし、町民や民間企業に生徒の受け入れを図る

べきにつきましては、高校のほう発信でもって、今、町内の各そういった町民向けにどういったことが発信できるかというのを研究して共同で行っているところです。

それから、バス廃止に対する誠意ある対応につきましては、今現在、3月に廃止されたわけですが、それがどういう部分で対応できるか、それから別海からの生徒だけではなくて、町外の例えば鶴居から来られている生徒もいらっしゃいます。そういったJRの部分だけではなくて、どういった手段で、今、標茶高校に通っているのかという実態が、正直、私もわかつておりませんでした。おおよそ何人というのはわかつておりますけれども、それで、そういった通学されている方々がどういう希望を持って、どういうことが理想なのか、対応できることと対応できないことがあります、一度アンケートを取りましょうということで、今、アンケートを取って集計して分析をしている最中です。その中で、私どもが現在の例えば公共交通機関ですか、JRに対して再度要請をしていくとか、次のステップに対してどういうアクションを起こせるかというのを、今、分析をしている最中です。ただ、やはり別海西春別標茶間のバスを走らせていた部分については、多額の経費がかかっておりましたので、どういった手法で今後そういった足の確保ができるのか、既存の町有バス等を積極的に利用してもらうことがベストなのかベターなのかも含めて、そういったことをまず図りながら、そこをしっかりクリアしながら次のステップを図っていきたい。

ただ、先ほど言いましたとおり、町内の出生数が減少する中で、進学率の向上はもちろんですけれども、そうであっても絶対数が少なくなるわけでありまして、それが釧路からの高校生とかの受け入れも当然しますけれども、やはり釧路も少なくなっているわけです。そういった中でいくと、釧路圏だけで募集していても、キャパ的な部分でいきますと、やはり足りなくなるだろうと。そういった中では、受け入れ体制、釧路からの時間が短くなるわけではありませんから、そういったやはり部活動ですか、遅くまで残ってやりたいお子さんについては、寮とかそういう選択肢があってもいいのではないかなどというふうに思っています。今現在、標茶高校の寮は男子は20名定員、女子も20名ですけれども、男子は確かかなり埋まっていると思っています。そういったニーズはあると思っています。ですので、まずは民間企業の受け入れを図るべきというところがありましたので、それは課題として持っていますけれども、その先にやはりそれだけでは済まなくなるというときに、そういったシェアハウスの整備も将来構想として持っていくということは、当然、あってもいいのではないか、そういう課題解決の手法として1つ私どもが考えていてもいいのではないかということで、将来的にはそういったことも、ただ、来年やるとか再来年やるという話は予算の話がありますから全く白紙でありますし、いつやるかはわかりませんが、そういう考え方も1つ持っていることはご理解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） ちょっと話が前後するような形になってしまったのですけれども、なかなかシェアハウスを含めてまだ時間がかかるということだそうですが、一応いつやつ

てもいいように、来年もこの今始まったクラウドファンディングは継続していくって、目標は1,000万円ということはわかりましたので。

それで、ちょっと1つ聞きたいのが、今ある高校の寮は道のものですよね。となれば、標茶町として、この寮は狭いからもっと大きいものを足してくれとか、そういう具体的な要請はしたのですか。その結果はどのような形で答えられているのか、あわせてお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

要請という正式な文書を交わしてということはした経過はございませんが、寮は標茶高校だけではありません。公立の寮というのは標茶高校だけではありませんので、ほかの学校もいろいろあるかと思います。正式要請をしていませんから正式な回答をいただいたわけではありませんが、かなりハードルは高いのだろうなと思っています。そういうた議員ご指摘の部分も1つだと思っておりますので、そこはこれから検討してまいりたいと思っています。

ただ、やはり今の寮の舎監の状況、学校の先生が舎監をしています。子供が病気になって風邪を引いた、休むといつても、日中は誰もいないので、その生徒は保健室まで移動するのです。保健室で1日休んでいなさい、日中は寮は空っぽにして鍵をかけて閉寮してしまう、また終わって戻ってくるというようなことで、やはり先生が舎監をしているということがかなり問題、大変だと思っています。それは預けている親御さんからすれば、保健室にいることが安全だとは思いますが、それを無理して起きて行くということがやはりちょっとかわいそうだと私は個人的に思っています。

なので、そういうことが現実ですし、先生が舎監をやっている以上、やはり先生方も労働基準法とかいろんな法律がありますから、3日間連続してお休みになった場合には一度寮は閉寮します。帰ってくださいとなりますから、そうなるとやはり帰る場所というのは近隣に限られるわけです。お父さん、お母さんがお迎えに来られるエリアになってしまふということも想定されるわけです。過去には道外から来た生徒については、お友達の家に泊まるだとか、町内の旅館に泊まるだとか、といったことで対応していましたが、やはり経済的な負担も想定すると、今の寮の体制がフルでいていただければ閉寮する必要はないですから、それを先生が担うのではなくて、その負担も考えると、やはりそれを民間とか誰かに委託して、先生以外の方に委託するという要請もあわせて行っていきたいと思っていますし、仮にですけれども、それを町が担うことができないのかということも想定しながら、その3日間の問題がクリアされれば全国から今の寮に入ってくることも可能なのではないかというところも、あらゆることを想定しながら進めているところでございますので、回答がまだ来ておりませんので、良いか悪いかわかりませんけれども、いろんな角度で、今、それを検討しているところでございますので、あわせてご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 先ほど言った寮について、道に対して拡大してくれと、拡張してくれという要請をして、はねられて仕方なく本町として、ならば町が自ら何とかしたいと、こういうことだと思っていたのですよ。なぜ、行政に対して、道に対してこの学校の寮を拡大するように要請はしなかったのですか。町長から答弁をもらいたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 正式に文書で要請はしておりませんけれども、道教委に行くたびに、道の教育長にいろんな話をしている中で寮の問題は常に出ています。ただ、標茶町は、標茶高校は実は寮があるということだけで、もうほかの地域とはまた違うというか、恵まれている地域ですねと逆に言われています。ないところは単独で、町が独自の予算で寮を設置して生徒募集にまで力を入れているというのが実は現状なのです。その状況の中で、新たに今現在、さらに2間口、非常に厳しい状況の中で定員を増やしたいので寮を改築してくださいとかという要請については、基本的には現状非常に厳しいですねと話の中でやりとりをしていますので、今、言ったように独自にシェアハウスとか、そういったものをほかの町でも積極的に展開していますので、そういったことを、今、頑張ろうとして、方向性を今年の3月の段階で説明させていただいたという状況であります。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） やはり行政の長たるもの、上に対して正々堂々と物を言っていただかないと困る。

（「だから、言ってるって」の声あり）

○2番（櫻井一隆君） いや、そんなね、文書できちっと出さない限り、言ったうちには入らないのです。世間話です。いろんな方と町長はお知り合いでしょうから、それなりのブレーンもあるでしょう。ですけれども、公式な文書として要請しない限り、なかなかデスクの上に上がらないのです。わかりますよね。世間話としかとれないのです。ですから、ちょっと頭にきたかもしれませんけれども、申し訳ないですけれども、一筆書いて要請をしていただきたいなど、私はこんなふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 私、行政経験がずっと長いですので、例えば行政機関の中で、道教委に行った時に、私が行って発言した中身は全部記録されています。口頭で道の教育長と話した内容も、全部必ず担当がついていますから、私が行くというだけで町長はどういう案件で来るのですかということを企画を通じて話が来ますから、そういうことが全部記録として実は残っています。今回は寮の関係で行きますよとか、高校の、例えば牛舎改築の関係でロボットを更新してほしいから行くのですよとかという話、全部、町長は何しに来るのかということで細かく聞かれています。だから、全部、私が何で行って発言するかということは全部道教委の中には残っていますので。ですから、それを正式な文書で出すかどうかについては、私の政治的な判断で必要なときには出していますけれども、そうでないときには出さないという形で、お互いの紳士的なお話の中で、その中で道教委の中で

も押さえていただきながら、標茶高校、ではそういう環境ができたときには協力しますねとか、高校の今の休みの問題も含めて北海道はよく理解してくれています。いや、なかなか教員の働き方改革を含めて大変なので何とかしなければならないのだということも、今、課長が説明した内容も全部押さえてくれています。そういう中でやりとりしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 町長の言ったことは全てペーパーに残っているということだから、それはわかりました。だけれども、それは私の判断だから、書こうが書くまいが俺の勝手だと、こういう話でしょう。ただ、私は、高校の寮に対して、もうちょっと大きくしてほしいと、恵まれている中でもさらに要請していただいたらいいかななど、こういうふうにお願いしているわけです。そこはわかってくれますか。それならば、どのような形がよろしいのか知らないけれども、道に対して、寮の拡充について、要請文を出していただきたい。お願いいいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

#### ◎報告第6号ないし報告第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第6号、報告第7号を一括議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 報告第6号及び報告第7号の内容について、一括してご説明いたします。

本件につきましては、令和6年1月5日に発生した自動車事故についての専決処分でございます。

当該事故は、令和6年第1回臨時会において報告したとおり、公務のため運転中、当方車が対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突し、対向車に乗っていた2名を負傷させたほか、相手方車両を全損させたものです。

このうち運転手1名につきましては、後遺障害を負わされたことにより被った損害に対する賠償額が確定しましたので、7月31日付けで専決処分をさせていただき、8月8日に示談が成立したところであります。

また、同乗者につきましては8月4日付けで専決処分をさせていただき、8月11日に示談が成立したところであります。

なお、安全運転について、より一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以下、内容についてご説明いたします。議案書の1ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページにまいります。

#### 専決処分書

令和6年1月5日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、1,468万円。2相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございます。

専決処分日は令和7年7月31日です。

資料へまいります。

令和6年1月5日午後1時50分頃、当方車が道道厚岸標茶線を厚岸方面に走行中、中茶安別交差点から約2.8キロメートル過ぎた地点の左カーブ終盤に対向車線にはみ出し、相手方車と正面衝突いたしました。

損害賠償の額は、後遺障害による損害分として1,468万円であります。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

続いて、報告第7号の内容についてご説明いたします。

議案書の3ページと、議案説明資料の2ページをご覧ください。

#### 報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページにまいります。

#### 専決処分書

令和6年1月5日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額、2,019万7,810円。2相手方の住所氏名につきましては記載のとおりでございます。

専決処分日は令和7年8月4日です。

資料へまいります。

事故の状況につきましては、報告第6号での説明のとおりですので省略いたします。

損害賠償の額は、人身損害分の傷害による損害と、後遺障害による損害合わせて2,019万7,810円であります。

以上で、報告第6号、報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより報告2件一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） これらの損害賠償額というのは保険適用だと理解はするのですけれども、中身と言いますか、適用というのは保険の規定の中で、この額というものは平均寿命で算定されたものなのかその辺を伺っておきたいと思いますし、後遺障害ということで2人の方の障害等級というものは発生したのでしょうか。それも含めてお願ひいたします。

（「個人情報はやめて」と言う声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 等級の関係は撤回をさせていただきますが、前段の一項目についてだけ。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。今回、報告第6号については後遺障害に対する賠償ということで、議員のお尋ねに該当しないのではないかと思うのですけれども。

（「ちょっと聞こえないのですけれども」と言う声あり）

○副町長（牛崎康人君） はい。報告第6号は、冒頭で説明のあったように後遺障害に対する賠償ということであります。平均寿命については計算の中では考慮されるものではないのかなというふうに書類では理解しているのですが、あと7号のほうは……

（何事か言う声あり）

○副町長（牛崎康人君） すみません、それで報告第7号のほうは、今回、全てやりますので、中で項目として遺失利益というものがあります。本来得られるべき利益を失ったというところ、そこの計算の基となっているものが年齢別平均給与額、それから労働能力喪失率、そして労働能力喪失期間、ライプニツツ係数というものを用いて計算しているということが資料で読みとれます。ご指摘のような平均寿命というものが私どもの手にしている資料の中には項目としてありませんので、おそらくそういった形ではなくて、計算されていると。ただ、間違いなく保険金の通常のルールに従って正しく計算された金額で示談にしたということでご理解願います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 今回、賠償額が決定したお二人とも、建物の上階に居住しておられるかと思います。それぞれがそれなりの年齢の方であるということ。それぞれが今回、障害を負ったというふうに認識するわけですが、等級については伺いませんから、上階で生活するにあたって、支障はないのか。今後、どんどん年を取っていった段階で1階に住み替えを希望された場合に町として対応するようなことがあるのかどうか伺います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。事故発生直後、お見舞いに伺ったのですが、

その折に1階の公住も空きがあったものですから、転居されませんかということは促しておりますが、現在の居住環境が気に入っていてということでご辞退されたという経過があります。

それから現状については、せんたってもお見舞いに伺ったのですが、まだといいますか、不自由な中ではありますけれども、だんだん、との日常生活に戻りつつあるということでございましたし、もうお方も厳しいながらもなんとかこれでやるしかないのだということでそういうお話をいただいております。この先については、事故の加害者という立場もありますので、困りごとがありましたら遠慮なくお申し付けくださいというふうに申し上げてきておりますので、例えば、住居に関する相談で1階に空きがある場合などについてはできるだけ配慮してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、報告2件の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、報告2件を一括して採決いたします。

報告2件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって報告第6号、報告第7号は承認されました。

#### ◎議案第47号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第47号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第47号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和7年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰82名、勤続表彰3名の方々で、文化の日でもある11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月12日開催の標茶町表彰審査会において審査をいただいておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

議案第47号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和7年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求める。

次ページにまいります。

最初に1功労表彰の（ア）教育文化功労の被表彰者についてご説明させていただきます。地区名、氏名、年齢、事績の順に説明いたします。また、地区名につきましては、從前から地域の方々から理解され、使用されています区域の地区名で表示しておりますことをご理解願いたいと思います。

（以下、議案朗読のため、記載については省略）

以上の方々を表彰しようというものでございます。

以上で議案第47号の提案主旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり同意してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第47号は原案同意されました。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） すみません、先ほどの報告第6号、報告第7号の答弁の中で、間違ったことを言ってしまいましたので、訂正をお願いしたいと思います。

公営住宅の入居替えの話を促したところで、私、事故直後と申し上げたようなのですけれども、当時早く会いたいという思いがあったものですから、勘違いをしておりまして、実際にはご当人たちが会えるようになったというところで面会を申し込みましたので、退院してからということでご承知願いたいと思います。

#### ◎議案第48号

○議長（菊地誠道君） 日程9。議案第48号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課参事・石黒君。

○企画財政課参事（石黒敬一郎君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書15ページと、議案説明資料の3ページをご覧ください。

議案第48号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、みどり認定こども園地中熱設備工事、2 契約金額、3 億1,493万円、3 契約の方法、指名競争入札、4 契約の相手方、有我・永昌特定建設工事共同企業体、代表者、空知郡上富良野町中町3丁目2番1号、株式会社有我工業所、代表取締役、有我有希。構成員、川上郡標茶町平和8丁目23番地、株式会社永昌工業、代表取締役、柿崎晃寛です。

資料へまいります。

工事概要は、地中熱交換器設置工、横引配管工、ヘッダー設置工、一次側配管工、自動制御工一式です。

工事場所はみどり認定こども園です。

指名業者は、有我・永昌特定建設工事共同企業体、株式会社有賀さく泉工業、株式会社アクアジオテクノの3社で、入札執行日は令和7年8月22日で竣工予定日は令和8年1月13日です。新規・継続の別は新規です。備考の欄ですが、予定価格は3億1,952万8,000円です。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第48号は原案可決されました。

◎議案第49号

○議長（菊地誠道君）　日程10。議案第49号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課参事・石黒君。

○企画財政課参事（石黒敬一郎君）（登壇）　議案第49号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の16ページと、議案説明資料の4ページをご覧ください。

議案第49号　工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、標茶中茶安別線道路改良舗装工事、2 契約金額、1億5,785万円、3 契約の方法、指名競争入札、4 契約の相手方、明盛・新根開発特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町旭2丁目9番12号、明盛建設株式会社、代表取締役、尾崎幸太、構成員、川上郡標茶町平和8丁目6番地、新根開発株式会社、代表取締役、小林桂一です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長465メートル、側溝工、縁石工、標識工、道路付属施設工一式、舗装延長465メートルです。

工事場所は上チャンベツです。

指名業者は、明盛・新根開発特定建設工事共同企業体、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、株式会社藤原組の4社で、入札執行日は令和7年8月26日で竣工予定日は令和8年9月30日です。新規・継続の別は継続です。

備考の欄ですが、予定価格は1億6,087万5,000円です。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君）　本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○3番（本多耕平君）　この議案第49号ですけれども、やっと先が見えてきたかなと。町長もご記憶があると思いますけれども、この事業には大変、防衛予算が絡んでいるわけですけれども、長い間かかりました。しかしながら、本当にそこが見えてきましたね。トンネルがもうすぐそこに見えています。一番心配なことは、かなりの工事費が上がっているとのことから、あと1年か、半年かと思っていたのですけれども、あと何年とは言いません、あと何か月でもって繋がるでしょうか。それと昨年と比べてどのくらいの工事費が上

がっているのか、それもちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 建設水道課長・菊地君。

○建設水道課長（菊地 誠君） お答えいたします。何か月ということでしたので、今、計算してみたのですけれども、単純にいきますと、あと24か月です。令和9年のこの時期になりますよね。正確にいうと25か月ですか、完了となる予定でございます。今のところ、予定どおりいっておりますので、令和9年の9月には全て完了となる予定でございます。

それからもう1つ、昨年から今年にかけてどのくらい経費が上がっているかということなのですけれども、昨年から比較しておりますと、今回、おおむね5%程度は工事費として上がっているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第49号は原案可決されました。

#### ◎議案第50号ないし議案第52号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第50号、議案第51号、議案第52号を一括議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第50号、議案第51号及び議案第52号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本3案につきましては、改正趣旨が同じでありますので、あわせて提案趣旨を申し上げます。

「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道町村議會議員公務災害補償等組合」及び「北海道市町村総合事務組合」の構成団体であった「江差町・上ノ国町学校給食組合」が脱退することとなったため、各組合規約の一部を変更する必要となったものです。

これら規約変更にあたっては、地方自治法の規定により、組合組織する団体の協議が必要であり、よって規約の一部変更について議会の議決を求めるため、提案するものであ

ります。

以下、内容については、提案議案ごとにご説明いたします。

はじめに、議案第50号です。

改正にあたって、議案説明資料の5ページに規約変更の新旧対照表を添付しております。ご参照いただきければと思います。

それでは、議案書17ページをご覧願います。

議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次ページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第50号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第51号の内容説明をいたします。議案書19ページをご覧願います。

議案説明資料では、6ページに規約変更の新旧対照表を添付しておりますのであわせてご覧願います。

議案第51号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することに關し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

次ページにまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286号第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第51号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第52号の内容説明をいたします。

議案書21ページをご覧願います。

議案説明資料では、7ページに規約変更の新旧対照表を添付しておりますのであわせ

てご覧願います。

#### 議案第52号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次ページにまいります。

#### 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中、「、江差町・上ノ国学校給食組合」を削る。

#### 附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で議案第50号、議案第51号、議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより議題3案一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第50号、議案第51号、議案第52号、は原案可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後3時49分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 4番 鈴木裕美

署名議員 5番 鴻池智子

署名議員 6番 齋藤昇一

## 令和7年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和7年9月3日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第53号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について  
第 2 議案第54号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
第 3 議案第55号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第56号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第 4 議案第57号 標茶町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について  
第 5 議案第58号 令和7年度標茶町一般会計補正予算  
　議案第59号 令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
　議案第60号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
　議案第61号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算  
第 6 認定第 1 号 令和6年度標茶町一般会計決算認定について  
　認定第 2 号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
　認定第 3 号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
　認定第 4 号 令和6年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
　認定第 5 号 令和6年度標茶町病院事業会計決算認定について  
　認定第 6 号 令和6年度標茶町水道事業会計決算認定について  
　認定第 7 号 令和6年度標茶町下水道事業会計決算認定について  
第 7 議案第62号 工事請負契約の変更について  
第 8 議案第63号 監査委員の選任について  
第 9 議案第64号 教育委員会委員の任命について  
第 10 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
第 11 議案第66号 教育委員会教育長の任命について  
第 12 意見書案第10号 土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書  
第 13 意見書案第11号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書  
第 14 意見書案第12号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書  
第 15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

#### 第16 議員派遣について

##### ○出席議員（12名）

1番 深見 迪君	2番 櫻井 一隆君
3番 本多耕平君	4番 鈴木裕美君
5番 鴻池智子君	6番 齊藤昇一君
7番 黒沼俊幸君	8番 長尾式宮君
9番 松下哲也君	10番 渡邊定之君
11番 類瀬光信君	12番 菊地誠道君

##### ○欠席議員（0名）

なし

##### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
企画財政課参事	石黒敬一郎君
行財政改革推進室長	内藤政夫君
町民課長	三船英之君
農林課長兼	村山尚君
農委事務局長	
観光商工課長	石川淳君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設水道課長	菊地誠君
育成牧場長	山崎浩樹君
病院事務長	伊藤順司君
病院参事	村山新一君
やすらぎ園長	若松務君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君

指導室長 富樫慎也君  
社会教育課長兼 菊地将司君  
中央公民館長

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 斎藤和伸君  
議事係長 熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第53号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第53号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長・三船君。

○町民課長（三船英之君）（登壇） 議案第53号の提案主旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明します。

本案につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、

1つ目として、公示事項について、インターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は、公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとること。

2つ目として、生計を一緒にしている年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円を超え123万円以下の人を「特定親族」とし、居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて、居住者の総所得金額から控除する「特定親族特別控除」の創設。

3つ目として、「加熱式たばこ」の「紙巻きたばこ」への本数の換算方法が見直され、「スティック型の加熱式たばこ」と「スティック型以外の加熱式たばこ」に区分した上で、原則として1箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算する仕組みが導入されることとなり、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご提案するものでございます。

議案書23ページ、別冊の議案説明資料16ページをご覧ください。また、議案説明資料8ページから15ページまでは新旧対照表となっております。

それでは議案書23ページ、改正本文にまいります。

議案第53号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料16ページ、議案第53号資料②をご覧ください。

## 議案説明資料議案第53号資料②

区分「賦課徵収」、改正項目「1. 公示送達」で、関係条項は条例第18条、改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正です。

「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

施行につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1号第12号に掲げる規定の施行の日。

適用は、施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例によるとするものです。

区分「賦課徵収」、改正項目「2. 納税証明事項」で、関係条項は条例第18条の3、改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、改正項目1の改正に伴う改正です。

「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

施行につきましては、改正項目1と同じです。

区分「町民税」、改正項目「3. 所得控除」で、関係条項は条例第33条の2、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものです。

「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

施行につきましては、令和8年1月1日。

適用は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるというものです。

次ページにまいります。

区分「町民税」、改正項目「4. 町民税の申告」で、関係条項は条例第35条の2第1項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備をするものです。

第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加える。

施行につきましては、改正項目3と同じです。

適用は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分まで

の個人の町民税については、なお従前の例による。

令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とするというものです。

区分「町民税」、改正項目「5. 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」で、関係条項は条例第35条の3の2第1項、改正内容は関係法令改正による規定の整理。で、記載事項について、特定親族を追加するものです。

第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

施行につきましては、改正項目3と同じです。

適用は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例、次ページにまいります、第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の標準町税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

区分「町民税」、改正項目「6. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」で、関係条項は条例第35条の3の3第1項、改正内容は関係法令改正による規定の整理。で、特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備をするものです。

第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

施行につきましては、改正項目3と同じです。

適用は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

次ページにまいります。

区分「たばこ税」、改正項目「7. 加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例」で、関係条項は条例附則第16条の2の2、改正内容は関係法令改正による新設で、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例を新設するものです。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第91条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第91条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

第1号は「スティック型の加熱式たばこ」、第2号は「スティック型以外の加熱式たばこ」となります。

(1)葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

次ページにまいります。

- (1)第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2)第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造

たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの前のページにお戻りください。

施行につきましては、令和8年4月1日。

適用は、次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

たばこ税の課税標準の見直しについては、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日より段階的に行うとされ、9月30日までの間は次のようになります。

令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、標茶町税条例第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 標茶町税条例第93条第3項の規定により換算した紙巻きたばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の、次ページにまいります、2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

なお、附則につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第53号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第53号は原案可決されました。

◎議案第54号

○議長（菊地誠道君）　日程第2。議案第54号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇）　議案第54号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でありますて、令和6年第2回定期町議会において、議決いただきました新型コロナウイルス感染症について、国の助成制度が廃止となったことから、本条例の改正を行うものでございます。

手数料単価の改正につきましては、従前、国から示された接種単価が15,300円であります  
が、そのうち国の助成額が8,300円であることから町負担額は7,000円となりますので、そ  
のうち概ね3割程度に相当する2,000円としておりましたが、国の助成制度が廃止となっ  
たことから接種単価15,300円のおおむね3割程度に相当する4,500円に改正するものでござ  
ります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書30ページ、議案説明資料23ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第54号　標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページへまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第1号中「B類疾病、ウ 新型コロナウイルス、2,000円」を「B類疾病、ウ  
新型コロナウイルス、4,500円」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和7年10月1日から施行するとするものでござ  
います。

以上で議案第54号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君）　本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第54号は原案可決されました。

#### ◎議案第55号ないし議案第56号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第55号、議案第56号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第55号及び議案第56号の提案主旨並びに内容についてご説明いたします。

本2案は、本条例の根拠法令であります「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」に伴い、部分休業の取得パターンを多様化するとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を行うなどの措置を講じるもので、本条例で引用している参考条文等の改正を行うため、提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。議案書32ページをご覧ください。

なお、議案説明資料は24ページから新旧対照表となっておりますのであわせてご覧願います。

議案第55号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号の改正は、部分休業をすることができない非常勤職員の要件を緩和するためのもので、これまで勤務日数及び勤務時間数の要件を設けていましたが、本改正では勤務時間数の要件を廃止し、勤務日数の要件のみとするための改正を行います。

条文にまいります。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の改正では、これまで部分休業の取得に当たっては、1日につき2時間を超えない範囲内の形態を第1号部分休業と規定し、新たに1年につき10日を超えない範囲内の形態を2号部分休業と規定し、職員は何れかの形態を選択することができるとして、第18条では第1号部分休業についての規定であり、第18条の2では第2号部分休業についての規定をする改正となっています。

条文にまいります。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

#### （第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第18条の3の改正では、部分休業の取得を申し出る単位期間、1年の期間を規定するものです。

条文にまいります。

#### （育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条の4の改正では、職員が1年間に取得することができる第2号部分休業の上限時間を、職員の区分に応じて、規定するものです。

条文にまいります。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第18条の5の改正では、例外的に、年度途中に、取得パターンを変更可能とする、特別の事情について規定するものです。

条文にまいります。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条及び第20条の改正では職員の給与の取り扱いについて、根拠法令の改正に伴う文言等の整理を行っています。

条文にまいります。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法

第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附則です。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とするというものです。

以上で議案第55号の内容説明を終わります。

続きまして議案第56号の内容説明をいたします。議案書36ページをご覧願います。

議案第56号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正につきましてはお手元の議案説明資料の27ページから29ページ、新旧対照表をご参照願います。

第16条から第17条までの改正は、部分休業の取得パターンが多様化したことにより、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員に対しての、情報提供、意向確認、配慮を行うなどの措置を講じるための改正と、これに合わせて文言等の整理を行うものです。

条文にまいります。

第16条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の2の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

第17条の3を第17条の4とし、第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3） 職員の育児休業等に関する条例第21条第2項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則です。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすというものです。

以上で議案第55号及び議案第56号の提案主旨並びに内容についての説明を終わります。  
○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより議題2案一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議題2案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、議案第56号は原案可決されました。

## ◎議案第57号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第57号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案でありまして、令和6年6月12日公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号、以下改正法といいます。）により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「乳幼児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年4月1日から制度化されることとなりました。

改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項において、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならぬとされていることから本条例のご提案を申し上げるものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書40ページをお開きください。

議案第57号 標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則でございます。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（2） 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

（3） 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等

通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### （最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

### 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

#### 第1節 通則

##### （乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

##### （乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

#### (安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

#### (自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

#### (乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

#### (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確

保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第3節 一般型乳児等通園支援事業

#### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。  
階、区分、施設又は設備。

2階、常用。1屋内階段。2屋外階段。

避難用。1建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2待避上有効なバルコニー、3建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備、4屋外階段。

3階、常用。1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構

造の屋内階段、2屋外階段。

避難用。1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備、3屋外階段。

4階以上の階、常用。1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。

避難用。1建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）、2建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路、3建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部 分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入り、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

#### （乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

#### （保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

#### （設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる命令又は告示に定める基準による。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限

る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。）

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

#### （準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

#### （電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 新規条例でありますから、詳しくどこかで説明されて審査されるのだと思いますけれども、基本的なことをちょっとだけ伺いたいと思います。

1つは、冒頭、説明の中で「こども誰でも通園制度」ということで、この新規条例ができた背景は、通園の条件が緩やかになったというふうに解釈していいのかどうか。それが1点目です。

2点目は、乳児等の対象ですね。この何歳までのことをいっているのかということ。

3点目は、一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型」という）と余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型」という）の違い、この3点だけお願ひいたします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

まず、「こども誰でも通園制度」の背景、こちらにつきましてはすべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するために現行のものとは別に就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな方式という形で創設されたものというふうに理解しております。

2点目の利用の部分でありましたが、冒頭、説明でも申し上げましたが、生後6か月から満3歳未満で、保育園に通っていないお子様というようなことになっております。

3点目の一般型と余裕活用型の違いですが、一般型につきましてはそこの専用の設備、乳児等専用の施設で行うものでございます。余裕活用型につきましては、現状ある保育園、認定こども園等の定員の空いている部分、例えば、保育士1人で6人まで担当できますが、担当しているお子様が3名であったとすると、残り3名の部分、そこで提供するというようなことでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 今の深見議員も説明したとおり新規条例ということで、これはあとで細かく説明してもらえる場というのは考えているのかことと、なければ全般的に標茶町のこの条例の運営にあたって、ちょっと詳細にどのような感じの、イメージ、具体例、例えばうちであれば認定こども園ですから、余裕活用型でいくのだと思うのですけれども、市街以外の部分については認定になっていないのでね、そのへんの具体例をあわせた感じで運用されていくのか。結局、今現在、6か月から3歳までというのは、0歳児と未満児の差というのは何があるのか。今、受け入れているのは0歳児と未満児というのは受け入れていますよね。その期間、6か月から3歳児まで保育所に通っていないということなのですけれども、その状況というのは実際にあるのかどうか。だから、この条例の違いがよくわからない。実際に今、0歳児も未満児も受け入れていますよね。これ、期間が重複していますよね。一番聞きたいことはそのへんのことを踏まえてなんだけれども、標茶町の運用をどうやっていくのということ。この条文を読んでも重複しているところもあるだろうし、本当に保育所の受け入れをするときに定員の余裕があるのかないのか。そこをよろしくお願ひいたします。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 本町の部分ですけれども、現状は余裕活用型での運用を考えているところでございます。

それから、0歳児と未満児の状況でございますが、0歳から3歳までで保育園、認定

こども園に通っていないお子様は、現状いらっしゃると認識をしております。こちらの制度につきましては、保育園の認定こども園に通われていないお子様が月10時間の範囲内で、時間単位で保育園に登園できるというような制度でございます。

それから、0歳児と未満児の区分ですが、うちの保育園でいうと認定こども園のほうですと、0歳児と未満児というような表現で未満児を1歳、2歳というような形で区分をさせていただいております。

もし、答弁もれがありましたらご指摘をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 確認なのですかでも、こういった新規条例というのは国からテンプレートできていてそれを参考にしていると思うのですけれども、今回、町独自に文言を追加したり削除したりしているということはあるのかないのか教えてください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

今回の条例につきましては、国のほうで従うべき基準、もしくは参酌すべき基準等が示されておりまして、それらの基準に基づきまして町のほうで条例の案を作成させていただいているというような状況でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第57号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第57号は、厚生文教委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第58号ないし議案第61号

○議長（菊地誠道君）　日程第5。議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇）　議案第58号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和7年度一般会計補正予算第2号であります。

昨年度の補助金が確定したことによる返還金、農林業、商工業、地域間交流の各種事業に資するため、また各施設の光熱水費・給食材料費等を賄うため、歳入歳出それぞれ5億5,453万5,000円を追加し、総額を129億7,506万7,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、強い農業づくり事業補助金7,088万6,000円、林業DX事業1,045万円、道路維持補修工事費4,710万円、防雪柵設置等の委託費1,621万2,000円、GOGOチャレンジ支援事業補助金720万円、フィルムコミッショング実行委員会運営補助金350万円、財政調整基金積立金2億7,000万円、また、介護保険事業会計へ740万2,000円の繰り出し金などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の令和7年度標茶町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度標茶町一般会計補正予算（第2号）は、次の定めることによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,453万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億7,506万7,000円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条　地方債の補正是、「第2表　地方債補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表　歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開き願います。

「第2表　地方債補正」でございます。

起債の目的は、1 過疎対策事業、補正前の限度額9億9,950万円に虹別61線道路改良、1,130万円を追加し、補正後の限度額を10億1,080万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

合計では、補正前の限度額10億8,880万円に1,130万円を追加し、限度額を11億10万円とするものでございます。

25ページをお開き願います。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額10億8,880万円に補正額1,130万円を追加し、補正後の額11億10万円とするものでございます。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額131億4,756万3,000円に補正額1,130万円を追加し、補正後の額を131億5,886万3,000円とするものです。

以上で、議案第58号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後12時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）でありまして、国における少子化対策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出が必要となる、子ども・子育て支援金制度に伴い、保険税算定や収納システムの改修に係る経費を追加するものでございます。

なお、これに係る経費につきましては国から全額補助されるものでありますので、歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し収支の調整を図ったところあります。

なお、本案につきましては、7月21日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,984万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第60号の提案趣旨、並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、保険事業勘定において、令和6年度実績に基づく介護給付費負担金、介護給付費支払基金、地域支援事業交付金等の清算に伴う返還金及び基金積立金を計上させていただき、歳入歳出それぞれ7,377万1,000円を追加し、総額を9億5,744万4,000円とするものでございます。

介護サービス事業勘定につきましては、今後不足が見込まれます燃料費、光熱水費を計上させていただき、歳入歳出それぞれ753万6,000円を追加し、総額を6億5,255万8,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、繰入金、繰越金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,377万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,744万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6億5,255万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第61号の提案趣旨、並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。国における少子化対策の抜本的強化にあたり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出が必要となる、子ども・子育て支援金制度に伴い、収納システムの改修に係る経費を追加するものでございます。

なお、これに係る経費につきましては国から全額補助されるものでありますので、歳入歳出それぞれ33万円を追加し収支の調整を図ったところあります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,383万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第61号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題4案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く11名で構成する「議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

ました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 2時05分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定7案は、議長・監査委員を除いた全員で構成する「令和6年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託をし、閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議案第62号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第62号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課参事・石黒君。

○企画財政課参事（石黒敬一郎君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、「磯内弥栄線 農道改良工事」について、現場不符合が確認されたこと及び当初設計では不確定であった概数が確定したことで、増額設計変更により、設計額が5,000万円以上となったため、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

現場不符合につきまして、当初設計では既設の道路横断管渠を利用し、道路拡幅に伴う分のみ新材による管のつなぎ足しを予定しておりましたが、再利用予定であった既設管の一部にひび割れの発生が確認されたため、新材への交換が必要となったものです。また、地盤支持力の確認を行った結果、支持力が不足することが確認されたため、支持力を確保するための置換基礎が必要となったものです。合わせまして、取付道路横断管が本線盛土に

よりのみ口がふさがれる箇所があることが判明したため、擁壁によるのり止めの追加が必要となったものです。

概数の確定については、排水機能が不要となった既設道路横断管渠の空隙を充填材によりふさぐため、土砂の埋そくを考慮し空げき率を50%と見込んでおりましたが、現地調査の結果、ほぼ埋そくされていなかったことが判明しため空げき率100%となり充填剤の增量が必要となったものです。

以下、内容についてご説明いたします。議案書の61ページと、追加議案説明資料の30ページをご覧ください。

#### 議案第62号 工事請負契約の変更について

先に契約締結した「磯分内弥栄線 農道改良工事」の請負契約を次のとおり変更する。  
契約金額「4,796万円」を「4,974万2,000円」に変更する。

資料へまいります。

変更理由でございますが、土工、のり面工、舗装工、排水構造物工、管渠工、柵・マンホール工、道路付属施設工、構造物撤去工、仮設工の変更及び擁壁工を増工し、契約金額を178万2,000円増額する変更を行いたいというものでございます。

施工業者は、株式会社丸栄組です。備考の欄ですが、設計額は5,089万7,000円です。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案可決されました。

#### ◎議案第63号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第63号を議題といたします。

本案について提案主旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年10月23日をもって、任期満了となります監査委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第63号 監査委員の選任について

標茶町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町常盤8丁目16番地。氏名は野呂英二、生年月日は昭和28年3月26日であります。

野呂氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので、説明を省略させていただきますが、平成27年から令和6年まで標茶町森林組合の代表理事組合長を歴任されておりました。豊富な経験と知識を有し、人望厚く、人格識見共に適任と考え監査委員をお願いしたいと考えておりますので、ご提案申し上げるものでございます。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより審議を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって議案第63号は原案同意されました。

◎議案第64号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第64号を議題といたします。

本案について提案主旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年10月24日をもって任期満了となります教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

#### 議案第64号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字栄71番地6、氏名は新田崇。生年月日は昭和40年4月3日、職業は酪農業であります。

新田氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、平成29年10月に教育委員に就任されて以来、真摯に職責を果たされており、継続してお願いしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和11年10月24日までの4年間です。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案64号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより審議を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって議案第64号は原案同意されました。

◎議案第65号

○議長（菊地誠道君）　日程第10。議案第65号を議題といたします。

本案について提案主旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇）　議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年10月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の選任についてあります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任について下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によつて、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町旭6丁目3番16号、氏名は岩佐克広、生年月日は昭和45年5月25日であります。

岩佐氏の経歴につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので説明を省略させていただきますが、標茶農協の参事を務めており、識見の高い方であり、固定資産評価審査委員をお願いしたいと考えておりますので、ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第65号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君）　本案の審議に入ります。

これより審議を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君）　起立全員であります。

よって議案第65号は原案同意されました。

◎議案第66号

○議長（菊地誠道君）　日程第11。議案第66号を議題といたします。

本案について提案主旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇）　議案第66号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、現教育長の任期が令和7年11月6日をもって任期満了となるため、教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第66号 教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町川上10丁目9番地、氏名は青木悟、生年月日は昭和36年11月19日、職業は地方公務員であります。

青木氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、令和4年11月7日から教育長として、その職責を果たしていただいており、引き続き、その職責を果たすことができる最適任者と判断いたしましたので教育長として任命を願うべく、ご提案申し上げる次第であります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和10年11月6日までの3年間です。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第66号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君）　本案の審議に入ります。

これより審議を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君）　起立全員であります。

よって議案第66号は原案同意されました。

#### ◎意見書案第10号

○議長（菊地誠道君）　日程第12。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎意見書案第11号

○議長（菊地誠道君）　日程第13。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第11号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第12号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

### ◎議員派遣について

○議長（菊地誠道君）　日程第16。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

### ◎日程の追加

○議長（菊地誠道君）　ただいま、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

### ◎議案第58号ないし議案第61号

○議長（菊地誠道君）　議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君）　ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和7年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 2時33分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 4番 鈴木裕美

署名議員 5番 鴻池智子

署名議員 6番 齋藤昇一